

第十六回 参議院大蔵委員会會議録第二十八号

(五四一)

昭和二十八年七月二十九日(水曜日)午前十一時二十八分開会

委員の異動

七月二十九日委員河合誠一君及び大屋晋三君辭任につき、その補欠として野澤勝君及び横川信夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君

理事

西川甚五郎君
小林 政夫君
菊川 孝夫君
森下 政一君
青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
横川 信夫君
木内 四郎君
藤野 繁雄君
安井 謙君
山本 米治君
土田 太郎君
前田 久吉君
三木 與吉郎君
野溝 勝君
堀木 鐵三君
内藤 友明君

衆議院議員

國務大臣

大蔵大臣 小笠原三九郎君

政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君

大蔵省主計 白石 正雄君

局法規課長 渡邊喜久造君

大蔵省主税局長

大蔵省主税局長 北島 武雄君

大蔵省理財局長 酒井 俊彦君

大蔵省銀行局長 阪田 泰二君

大蔵省銀行局長 河野 通一君

食糧庁長官 前谷 重夫君

通商産業省 徳永 久次君

通商産業省 織田 長

事務局側

常任委員 木村常次郎君

常任委員 小田 正義君

大蔵省銀行局長 有吉 正君

大蔵省理財局長 高橋 俊英君

大蔵省理財局長 局経済課長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

○特別減税国債法案(内閣提出、衆議院送付)
○関税定率法案の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)
○理事(西川甚五郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。本日は先ず国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。
なお、この際お諮りいたします。只今国民金融公庫総裁の榎田光男君が出席いたしておりますが、同君を参考人としてその発言を許可することに御異議ありませんか。
〔異議なしと答へる者あり〕
○理事(西川甚五郎君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。それでは御質疑を願います。
ちよつと速記を止めて。
午前十一時三十分速記中止
午後零時十分速記開始
○理事(西川甚五郎君) 速記を始めます。それでは次に関税定率法案の一部を改正する等の法律案を議題といたします。先ず本案につきましての衆議院の修正点について便宜北島税関部長より説明を聴取することにいたします。
速記を止めて。
〔速記中止〕
○理事(西川甚五郎君) 速記を始めます。暫定休憩いたします。
午後零時十八分休憩
午後二時五十分開会
○委員長(大矢半次郎君) 午前に引続

きまして会議を開きます。
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたしまして討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。
○小林政夫君 本案の審議の際における質疑応答によつて我々の意図は十分明らかであります。この際審議の過程において将来の当行運営、あり方等について十分我々の希望を入れて運用さす意味において、次の決議案を附して原案に賛成することを提案いたします。
決議案の要旨
一、日本輸出入銀行の行う輸出金融業務は、同行の本来の使命に鑑み、極力設備輸出に関する金融に重点を置いて運営するものとし、例外的に設備以外の製品に対する輸出金融を行う場合においても、例えば設備に附随する原材料、設備に準ずる製品その他日本輸出入銀行の融資によるほか、他に金融の途がない場合に局限するものとする。
二、日本輸出入銀行の行う融資は、極力市中銀行との協調融資によるべきものとし、例外的に単独融資による場合においても、同行の単独融資によらなければ他に金融の途がないとして、市中銀行より依頼のあつた場合に局限するものとする。
三、日本輸出入銀行の余裕金は、本年六月末百六十億圓に達し、正に同行は開店休業の状況というも過

言でない。輸出振興は我が国の至上命令なるも、貴重な財政資金を無為にプールしておくことは許さるべきでない。二十八年度補正予算編成の際、依然として今日のごとき状態であるならば、同行のあり方に根本的源泉的な検討を加えて新たな構想を樹立すべきである。当面の措置として余裕金はつとめて貿易金融に直接関連ある方面に運用するよう配慮すること。
○菊川孝夫君 私も日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について、今小林委員が朗読されました決議案を決議して、これを附帯条件として賛成いたします。我が党といたしましては、更にもう一点だけ強く希望いたしておきたいのは、朝鮮の休戦会議が成立いたしましたとして、朝鮮に再び平和が来たので、どうしてもこれは中国市場に、各国とも、イギリスも或いはドイツも盛んに進出をして来るだろうと思ひます。従ひまして、今後日本が中国との間に設備輸出を盛んにしなければならんと私たちは考えるのであります。現在の内閣はアメリカに遠慮をいたしまして、そして恐らくこの輸出入銀行に對しましても、中国方面の輸出に對しましては、政治的な圧力を加へまして、これに何らかの干渉を加えて来るだろうということが想像されるのであります。つまり、いつでも金融業者は金融の中立性というのを考えているし、思想と商業は別でありますから、この点も考へて、かつて後藤新平がとつたく

らしい態度を持つてやはり臨むべきだ、こういうふうに考えます。輸出入銀行の幹部におかれては、この銀行の建前を十分考えられて、そして政治勢力に屈服されることのないように、とにかく日本の輸出を盛んにするといふ一点に集中せられて、日本輸出入銀行の運営に当られんことを強く要望をいたしまして、本改正案に賛成をいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようですが、討論は終局したものとして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中において述べられました小林委員の附帯決議案を問題に供します。小林委員の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて、小林委員の附帯決議案を委員会の決議とすることに決定いたしました。なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

森下 政一 山本 米治
三木與吉郎 前田 久吉
小林 政夫 土田國太郎
西川甚五郎 木内 四郎
横川 信夫 藤野 繁雄
青柳 秀夫 岡崎 眞一
安井 謙 菊川 孝夫

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

次に、設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。討論を願います。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願います。

森下 政一 山本 米治
三木與吉郎 前田 久吉

土田國太郎 木内 四郎
横川 信夫 藤野 繁雄
青柳 秀夫 岡崎 眞一
安井 謙 菊川 孝夫
西川甚五郎 小林 政夫

○委員長(大矢半次郎君) 次に揮発油税法の一部を改正する法律案を議題といたします。託論を願います。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

速記をとめて。

午後三時十分速記中止

午後三時三十分速記開始

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

揮発油税法の一部を改正する法律案の討論は都合によつて明日に譲ります。

次に、国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を願います。

○小林政夫君 予算を検討すると、本年度の予備費として一億五千万円、午前中公庫の繰越からこの支所設置の所要経費を求めたところ、事務所並びに従業員の住宅等の建設費用を除いて、初年度の物件費と人件費と合わせて六百五十万円程度で支所の開設ができる。こういうことで計算をすれば、一億五千万円に対しては、正確に計算すると二十万三千円の支所の設置ができるということになる。まあ少くとも二十万は予算上においてはできるのじやないか。それが午前中の説明だと、予算等の関係で本年度は四、五カ所開設する、こういうことであります。予算面等から見れば、別に四、五カ所が

限定する必要はない。人の問題についても、この点は特に繰越からお開きしたかつたわけですが、一カ所二十名として十カ所とすると二百名、相当の数になるものであります。それだけの人員が本年度中に調達できないのかどうか。そういう点について銀行局長の見解を伺いたい。

○政府委員(河野通一君) 予算上の問題はさておきまして、大体国民金融公庫の支所の設置をどういうふうにして行くかという問題であります。これは午前中榊田総裁からお話申し上げましたような考え方を大体とっております。要は私は程度問題だと思つております。国民金融公庫の支所というものを、要望があるからと言つてどん／＼作つて行くことが果していいのかどうか、そのためにやはり代理所の制度とか、その他いろいろなものを作つておりますから、やはり逐次殖やして行くというものでいいのじやないかと、かように考えております。途端に、二十八年度において支所に対する制限の規定がなくなつたからというので、二十カ所も三十カ所も置く。仮に予算上許されても置くというのでは私としてはやはり適當でないのでは、必要と思われ、る所から逐次に許して行く。それが四、五カ所がいいか、七、八カ所がいいか、これは程度の問題だと思つて、私としては、やはり逐次に持つて行つた方がいいのじやないかと思つて、それから予算上の問題は今お示しのように、大体一億数千万円の予備費を計上いたしておりますが、これはやはり支所の増加、或いは人員の増加等にすべてを充てるわけに参りません。やはりいろいろ／＼不測の支出という

こともありますので、これを全部それに充てるといふことには勿論参りませんし、人員につきましては御案内のように、政府機関関係予算の繰越の第三十六條に、読んで見ますと、国民金融公庫その他これ／＼の公庫は「この支出予算の範囲内であつても、役職員の定員及び給与を、この予算において予定したところの定員及び給与の基準を超えて、みだりに増加し又は支給してはならない。」という規定が繰越の中にあります。それから「みだりに」という意味をどうとるかということもやはり程度問題であると思つて、ただ予算があるからと言つて何と申しますか、予備費の範囲内で非常ルーズにその定員をどん／＼殖やして行くということは、やはりこの繰越の精神から言つても適當でないと思つておられます。それらの点を考え合せますところ、やはり私どもはいたしましては、だん／＼殖やして行く。必要な所から、必要度の高い所から逐次殖やして行くというふうな考え方を進んだらどうかというところで、現在いろいろ／＼公庫からの申入れを待つて審議いたしたいと考えておりますが、現在のところ大体私どもの腹積りも四、五カ所程度、取りあへずのところとしては二十八年度として考えて行きたい。併し、これは二十八年度全般を通じてそれで抑えて行くという必要もないかと思つて、今後の必要度に依つて、場合によつたら或いは予算と睨み合せて、或いはこれらの予算の繰越にありまして規定等を睨み合せて、許される範囲内においては必要があれば更にそれを増加することも考えていいかと思つて、本年度も、差当りのところとしては、本年度

内四カ所乃至五カ所程度予定いたして
おります。今後の問題は二十八年度の
推移に依りまして又適当に考慮する
という余地はあると思ひますけれども、
取りあへずのところとしては、今申上
げたような次第であります。

○小林政夫君 今の銀行局長の言明な
らば、相当弾力性があると了解してい
いわけです。私も別にきちつと二十の
余裕があるから二十ということを言っ
ているのじやない。四乃至五というこ
とにこだわる必要はないのじやない
か。少くとも十ぐらゐは置けるのじや
ないか、こういうことの考えを持つて
おるわけで、おおむね銀行局長の只今
の言明で了承いたしますが、成るべく
公庫において支所設置の自信があり、
この予算の範囲において、勿論本年度
の予算の範囲において取るとすると思
ひますが、開設の要望があつた場合に
おいては、今の言明の趣旨によつて設
置されるように、あなたのほうも了承
を与えられることを望みます。

それからこれと関連をして、国民金
融公庫は非常に、最初から申上げてお
る通りに評判がいい、政府金融機関で
はあるが……ただスピードの問題に
おいて、融資申込みをして直ちに融資
が受けられるというような点は、なお
まだ改善の余地がある。そういうよう
な点からか合せて、今の庶民金融及
び零細企業の金融というものは、殆ん
ど正規の金融ルートとしてはこれに類
するほかに途がないというような状態
であつて、この資金量と、或いは今の
タイムリーの問題でもつて、株主相互金
融だとか、いわゆる相当高利の貸金業
者が繁栄しておる現状に鑑み、この国
民金融公庫を複数にして、庶民金融公

庫法のようなもので、東京に本店を一
つ持つて全国に多くの支所を設置する
というところでは、今の時の問題とい
うのはなかつて解決しにくいので、そ
れで少くとも各財務局単位ぐらゐに本
店を持つた、これと類似の又は同種の
国民金融公庫、或いは庶民金融公庫とい
うようなものの構想を考えて見る御意
図はないかどうか。

○政府委員(河野通一君) お答え申上
げます。国民金融公庫の貸出しの手續
きが非常に遅れるといつたような点に
つきましては、たび／＼当委員会でも
お小言を頂戴いたしておるのでありま
す。できるだけこの点については手續
きを簡素化して能率を上げて、貸せる
ものについてはできるだけ時機を失し
ないで、迅速に運ぶような努力もさせ
て参つております。遺憾ながらまだ御
期待に沿うようなところまで来ており
ません。今後とも一層これらの点につ
いては努力をいたしたいと考えており
ます。

それから第二の点で、政府機関たる
国民金融公庫をもう少し複数にして、
全国に入つたり、七つなり程度のもの
を置いたらどうかという御議論であり
ますが、これはまあ折角の御議論であ
りますけれども、どうもその必要はな
いと考えております。殊にこれを東京
に本社がある一つの系統でやつてい
るために非常に仕事が遅れているとい
うことは私はないと思ひます。支部にお
きましての貸出しの支所長の専決権限
の範囲も非常に何と申しますか緩やか
に認めておりました、基本的な方針を
授けてその範囲内においては相当専決
権限も廣くなつてゐる。非常に支所と
いう関係のために仕事が遅れるという

ことは私はないと思つております。殊
に政府の金融機関でありますから、こ
れをたくさん作つたからと言つて特に
仕事が多くなる運ぶとか、競争した
ことによつて何か独占の弊が省けると
いつたような種類の性質の金融機関で
はないのでありますから、私どもとい
はしましては、むしろやはり今の一個
の国民金融公庫でいいのであつて、そ
れが要すれば、今御指摘になりました
ように、支所を殖やすなり或いは人が
足りなければ人を殖やして、そして仕
事が円滑に行つて顧客に対するサービ
スができるだけ向上できるように、そ
ういう点で配慮することとは、これは必
要だと私は思つております。そのため
に特に人格を三つにも四つにも分け
て、独立の公庫をたくさん作るという
必要は私はないと考えております。

○野澤勝君 今銀行局長から非常に妥
当な御意見を聞きまして、私質問をし
ようとする用意がこれで行かなくなつて来
たかのような感じもするのでございま
す。現在の金融機関のうちで、私は国
民金融公庫ほど国民から喜ばれておる
金融機関はないと思ひます。これが設
置並びに支所等の機関の設置につきま
しては、恐らく全国民、全地域とも要
望しておると思ひます。先般も本委員
会におきまして問題になりました通
り、人口的に見ても、地域的に見
ても、或いはその地方の産業的見
地から見ても、当然支所並びにそ
れらの機関が設置されなければならん
ような所で案外漏れておる所もあるの
でございませう。こういう点は十分一
つ勘案され検討されまして、今局長が
話になりました通り、別に何カ所と限
定したわけじやないという御意見もあ

りますから、私はここはどうだとい
うことを具体的に申しませう。どうか
そういう点を十分勘案検討の上、一つ
この設置につきましても御高配を願
ひたい。これだけ希望を申し上げます。
御答弁はよろしくございませう。

○森下政一君 国民金融公庫は非常
に、今野澤さんのお話でも、国民から
喜ばれておる機関であるというお話が
ありました。誠にそうであらうと思
ひます。ところで恐らく中小企業者
にとつては一番頼みとするところの、そ
れこそ最後の頼みにしてゐるところの
融資の親元のように考えておるところ
だと思ふのでありますが、而もなお申
込み件数に対して貸付けをしておる件
数を見てみると、到底その申込みの半
ばにも達しないというような状態であ
ります。これはもとより貸付けをする
というところは、金をくれてやるという
わけのものではないので、貸す限りに
おいてはやはり回収ということ前提
にして考えられることなんで、止む
を得ないことだとは思ふのですが、こ
れほどの実績でどうなんでしょう。ほ
かの中小企業を対象とするあらゆる金
融機関の申込件数に対する貸出件数と
いうもののパーセンテージと比較し
て、どういふ地位を占めておるもの
でしょう。

○政府委員(河野通一君) この申込み
と実際の貸出をいたしましたものと比
率というものは、これは出し方が非常
にむづかしいのであります。国民金融
公庫におきましては、大体申込みに対
して貸出が三〇％前後になつておる
かと思ひますが、この申込というの
は、実はどの程度までのものを申込に
入れるかということにつきましても、いろ

いろ議論は実はあるわけでありませ
う。一般の市中の中小金融機関にお
ける申込と貸出との関係と言ひますと、私
はもつと行つてゐるのじやないか、申
込に対する貸出の率はもつと大きい
じやないか、と申しますのは、恐らく市
中の金融機関に参ります場合には、今
お話のありましたように、大体金融機
関の貸出の対象になり得るものが非
常に多いのじやないか。従つて自然市
中の金融機関で問題にならないような
のはやはり市中金融機関に行かない
のじやないかと思ふのです。そういう
意味で今森下さんのお話のように、中
小企業の金融で市中の金融機関で金
融のつかないものは、結局国民金融公庫
へしわが寄つて行くといつたようなこ
とのために、申込と貸出の実際の取扱
いとの関係が、国民金融公庫におき
ましてはその点が非常に開くといつた
ようなことになつておるのだから私は
思ひます。ただ問題は、それでは今申
込に対して三〇％程度しか融資が行わ
れておりませんが、それじや残りの七
〇％は全部金があつても貸せない。国
民金融公庫としてさへも貸せないもの
であるかというところにつきましては、
これは議論があると思ひます。私はそ
の他の七〇％の分についても、財政資
金さえあれば国民金融公庫としても貸
せるものが相当あるのじやないか。こ
のパーセンテージはどのくらいになり
ますが、私ももちよつとわかりませ
んが、その点は十分私も考えて参ら
ないやならんと思ひます。この点
は結局は国民金融公庫の資金源、資金
がどの程度あるかという問題にかか
ると思ひます。現在の財政状況から見
ると、中小企業に対する金融の重要

性に鑑みまして、できるだけ政府の機関に対する政府の出資なり、或いは貸付けを増加することに努めて参つておられますけれども、現在の財政状況から見ますと、これ以上のことはむづかしいというように考えます。今後におきまして、できるだけ財政の許す限りにおいて、国民金融公庫に対する政府の資金の放出を多くいたしまして、資金がないために貸せない、国民金融公庫としても対象として差支えないという部分で、資金がないために貸せないという部分が確かにあると思ひますから、そういうことについてはできるだけ財政資金を殖やすことによつて、そういうギャップを埋めて行くように努力をいたしたい、かように考えておる次第であります。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○野村勝君 先ほど来申し上げました通り、金融機関でこれほど国民から喜ばれておる金融機関はないのでございませう。特にこれほど喜ばれている金融機関があります。最近いろいろの名前においていろいろの金融機関ができて、それらはややもすれば大衆の名においてという名文句を使つてありますが、質的にも内容的にも、實際大衆生活の上には余り歓迎されておられません。皆多くは部分的に使われており

ます。そういう傾向があるようであります。でありますから、むしろこの際殆んど質問もなく、むしろ委員会は輿論の気配に委員会が燃えている、この空氣から見ても、国民金融機関の内容をもつと徹底的に充実してやらせて、資金なども、他の所は皆やめてしまつて、これに全部を投入して、そうしてこの機構を十分に活かすように御配慮を願へば一層いいのじやないか、特に私はさような希望を附して本法案に賛成するものであります。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。国民金融公庫法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手續きは前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名をお願いします。

- 森下 政一 山本 米治
三木 興吉 前田 久吉
小林 政夫 土田 国太郎
西川 基五郎 野村 勝
木内 四郎 横川 信夫
藤野 繁雄 青柳 秀夫
岡崎 眞一 菊川 孝夫

○委員(大矢半次郎君) 次に信用金庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。これは本審査であります。衆議院において修正が加えられております。この修正の点につきまして、銀行局長より説明を聴取いたします。

○政府委員(河野通一君) 衆議院で修正をされました点は二ヶ所あるものであります。第一点は、私ども御提案申し上げました原案では貸金業者、金銭の貸付を業として行ふ者はその名称中に金庫という名称を使つてはならないというところにいたしましたのであります。ところがその後事態をいろいろ見て参りますと、いわゆる匿名組合方式による投資業、これは貸金をやらぬものであります。が、例えば有価証券投資或いは不動産投資等を行なつておりますもので、いわゆる投資業をやつて匿名組合におきまして金庫という名称を使つてゐるものが三、四あるわけでありまして、これらもやはり公衆に対して正規の金融機関であるかのごとき誤解を起す虞れがありますので、ただ貸金業者に限らず、こういつたものについて金庫という名称を使つてはならないというところにしたほうがいいという衆議院のお考えの下に修正がされたのが、この修正の第一点であります。

それは具体的に申し上げますと、第六条第二項中の、第二項の改正規定中「交付を含む」、交付を含むというのには、要するに貸付業者のことを言つておるものであります。その下に「その他政令で定める投資」、これを業として行ふものは、これはやはり金庫という名称を使つてはならないことにしたいというところでありまして、

それから第二点の修正は、この問題とは全然関係のない問題であります。が、ちよつと技術的な問題になりますので、特殊金融課長から代つて御説明申し上げます。

○説明員(有吉正君) 第二点の問題は今局長から話しましたように、全然この問題とは関係ございません。単に技術的に従来の規定の趣旨を改めたというだけでございまして、信用金庫法の第二十四条第六項と申しますのは、創立總會に關する規定でございます。創立總會に關する規定の中に、特に第六項におきまして商法の規定を準用してゐるわけでございます。商法の二百四十七条の規定は決議取消しの訴えの規定でございます。条文を讀上げますと「總會招集ノ手續又ハ其ノ決議ノ方法ガ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不正ナルトキハ株主又ハ取締役ハ訴ヲ以テ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ得決議ガ第三百四十三条ノ規定ニ違反シテ為サレタルトキ亦同ジ」とこの三百四十三条の規定というのを信用金庫法四十八条に読み替へてあつたわけでございます。信用金庫法四十八条におきましては「左の事項については、總會員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする」という規定になつておつたわけでございます。この点につきまして、信用金庫法四十八条と読み替へる必要がないということ、この関係のところを削つたわけでございます。

○委員(大矢半次郎君) 質疑を願ひます。

○木内四郎君 ちよつと伺ひますけれども、これは政府の提案でないから銀行局長に伺ふのはどうかと思ふんですが、「その他政令で定める投資」と加へ

ることによつて、政府原案よりも金庫という字を使つてはいけないというものの範圍が拡張されるわけだと思ふんですが、併し政府の意圖は、例えば国民金融公庫とか、住宅金融公庫とか、或いは又この信用金庫というふうに、信用金庫以外に、特別に法律の定めあるものの以外には金庫という字を使わせないというのが御趣旨だろと思ふ。そうすると、そのときに貸金業にプラスその他政令で定める投資ということだけでその目的が達せられるかどうか。まだ相当広範圍なものが残る可能性があるように思ふんです。これはどういふものがあるか知りませんが、これも、というのは貸金業をやる人、その他政令で定める投資を業として行なうもの以外には金庫という字を使つてはいけない、そのほかの人は、何か商売をやつてゐる人は金庫という字を使つてもいいということになつて、非常に面倒じゃないかと思ふんですが、どうでしょう。

○政府委員(河野通一君) 私らの考えでは大体この修正ができますれば大体カバーできるというふうな考へております。実はこの問題は内輪ではいろいろ政府原案を作りますときに考へたものであります。が、一番問題になりましたのは、何人とも金庫という名称を法律にあるもの以外には使つちやいけないという規定が、ところが商品たる金庫でございます。ところが商品たる金庫でございます。この点は非常に具體的な問題で笑ひ話みたいなことになりましたが、いろいろ専門的に研究いたしましたところ、そういうものまで使つちやいかんというわけには行かん。そう

いたしますと、何かやはり商品たる金庫を売買するものを除くとかいうような規定を作るか何かというやうな問題もあります。まあ非常に弊害がなければいいのじやないかというので実は貸金業者に限つたわけでありまして、その後このうらな組合方式のものが出来た事実があるものでありますから、これをカバーすれば大体弊害は除ける、私もかように考えております。

○菊川孝夫君 この金庫という名前だけで皆がだまされるからというのが趣旨ですか。

○政府委員(河野通一君) だまされるというか、つまり金庫という名称を使つておきますと、どうも預金を集めていい正規の金融機関であるかのごとき誤解を起さしめる。これは単に非常に教養の低い人だけではないで、相當の教養のある人々でも実にそういう点について非常に誤解を起されるかたゝが、私どものところに聞かされて来られるかたが相當あるのであります。そういう点から預金を扱つていい正規の金融機関でないということをはつきりいたしますために金庫という名称を正規の金融機関に限るといふことにいたしましたのであります。

○菊川孝夫君 正規の金融機関と今言われるのだが、そうすると、あととは不正規の金融機関だということになるわけですか。

○政府委員(河野通一君) 正規の金融機関という意味を申上げたのは、普通の金融機関という意味でありまして、金融機関は御承知のように、受信、つまり信を受ける、受信業務と受信業務と両方やるのが大体金融機関の普通の形であります。正規というとは非常に語

弊があるのでありますが、受信、受けのほうの受信業務を行わないで、受信だけを行う、これは普通のいわゆる貸金業者であります。これは私もやはり金融機関の本来の姿じやない。本来の姿はやはり受信業務と受信業務と両方やるのが本来の金融機関だろうと思ひます。さればと言つてこの貸金業者、それが法令に違反しない仕事をしておられるものについて、これは金融機関だということを申していいのじやないものであります。金融機関で、金融機関と申しますか貸金業者、金融業者であることについては間違ひないと思ひます。私が今正規の金融機関と申上げました意味は、預金を扱い得るといふ意味に誤解される虞れがあり、こういう意味に申上げたのであります。

○菊川孝夫君 銀行局長みづから正規の金融機関ということになれば、反対は不正規なんです。正規のやつは公然と存在し得る。而もそれが存在するに存在するだけの、そういう育つて行くだけの素地がなければ育つて行かんと思うんですが、ところが盛んに今も新聞の紙面を賑わしているものに、やはりあなたの言われる不正規の金融機関というのは存在しているのですか、これも金庫というだけで、そういうものは取締り得るといふふうに考へているのか、或いはただあなたの言う意味だけを考へておられるのか、どうですか。

○政府委員(河野通一君) 私の、いわゆる正規の金融機関でないということとを判別させることだけを目的としたしております。従ひまして貸金業者自体

につきましては、私は未だ曾つて聞かぬ業者という言葉を使つたことは一度もございせん。これも法律の違反なしに仕事をしている範囲においては、私はこれは当然社会的需要も起つて来ているものであります。これを潰すとか或いは禁止をするとか、そういうことをする必要はない。これは社会的必要に応じて起つてゐるのであります。併し私も扱はれない、自己資金で貸金業をやるといふことについて、これは本来私も自由営業だと思つております。従つてこれに対して特別の監督をする必要もない。言わば預金者保護の立場からの監督を厳重にして、公益を保護するといつたやうな必要はない。自由にやつたらいい。ただ二つだけ問題がある。その一つは法律に違反しては困るといふことが一つ、つまり預金を取つてはいけな

銀行法その他の規定に違反して預金を集めてはいけな、このことをはつきりしなければいけな。もう一つは弱者を保護する立場から、弱者に対する反社会的な不当な行為、或いは暴利を取ることは取締り行きたい。この二つさえ確保できれば、貸金業者については私は私は自由営業であつて、放り出して置いていい。これを育成するといふ必要もなければ、これを潰さな

かように考へている次第であります。

○菊川孝夫君 一体それではこの金庫という言葉を禁ずるといふことになれば、一つとちからかという、政府の専断特許のような形になるのですか。法律できめたいといふんだから……。一体金庫というのを一番先に使ひ出したのは、発明といふかこの金庫という

言葉を使い出したのは、一体歴史はどういうふうになつてゐるんですか。これは果して政府が初めてこれを使い出したか、民間で昔から使つていたというならば、これを法律で禁止するといふことは、これは違法だと思ひます。この語源をどこに求めてゐるんですか、いつから金庫という言葉を使い出したか。

○政府委員(河野通一君) 金庫という名称の起源は私も突はつきり覚えておりませんが、古いのはやはり農林中金或いは商工中金、これはちよつと後でありまして、庶民金庫、そういうた

いゆる正規の金融機関、政府的色彩の強い金融機関において金庫という名称が先づ起つておるのじやないかと私は思ひます。この起源のほうは突はつきり自信を持つて申上げられませんが、信用金庫法ができる前に金庫という名称を使つておつた市中の貸金業者があることも事実であります。ところがその当時には単に金庫だけではなく、信用金庫という名称を使つておつたのも貸金業者の中にあり、突はそのときも問題があつたのであります。これは政府として私どもの統一した法律の解釈をいたしましては、法律で以てその名称を禁ずるといふことが制度としてできるならば、その既得権を侵すといつたやうな問題は起らない、こ

ういうふうには私どもに統一した法律の解釈を政府としては持つております。従つて信用金庫法ができまして単に信用金庫という名称を使つておりましたものも、当然にこれの信用金庫法によつて信用金庫という名称を使えなくな

り、而もその既得権を侵すことによつて何か損害賠償とか、そういうこと

の問題は起らない。政府としては統一の解釈を一貫して持つております。その考え方が言ひますと、今般金庫という名称をすでに現在までに使つてゐるものに対して、金庫という名称を禁ずることによつて既得権を侵すといつたやうな問題は起らないといふやうに、はつきりした政府としては解釈を持つております。

○小林政夫君 信用金庫に対する検査はどういうふうにしてやつておられるのか。最近両建預金はいけな、ということ、一般金融機関の検査は相當その意味において厳重にやつておられるやうだし、やらすとしてあるやうだし、信用金庫についてはその点はどうなつてゐるんですか。

○政府委員(河野通一君) 信用金庫につきましても一般の銀行、相互銀行と同じやうに検査を実施しております。ただ御案内のやうに数が非常に多いものでありますから、本省として私のところで直接に検査をいたしますことはなかつた、困難な事情がございます。従ひまして、各財務局におります金融検査官が大体地方ごとに担当いたします。そこに異例の事情のあるやうなものにつきましては本省から手伝に行つて、いろいろ実施をするといふことはいたしておりますが、原則として財務局に任ず。検査のやり方その他につきましても、大体普通の金融機関と同じやうに、大体一年半に一回くらい定期的に検査をするといふやうな計画で今やつております。

相当頻繁にやつてもらいたいと思う。

というの、これは人から聞いた話でなしに、みづから体験した経験によつて申し上げますが、甚だしい両建てであつて、そうして両建てを強要され、又手形の割引等においては二割というふうな歩積みを徴収する信用金庫もあるわけなんです。こういうふうなのは中小企業の金融、零細金融を信用金庫がやるのだというところで、一般はカムフラージしながら、むしろこういう信用金庫が中小企業の基礎を危うからしむるような融資のしかたをやつてゐる。一回に六十日、九十日のサイト・ビルで二割も利潤をあげるような取引はこの頃はありはしない。そういうようなものに對して一回の手形の割引において二割の歩積みを取るというふうなことは、非常識も甚だしいと思う。そういう点について十分監督を、検査を勵行して、そういうことのないようにやつて頂きたいと思う。

○菊川孝夫君 今のお話を聞いておつても、この法律の改正によつて金庫という名称を使わせないということにするのは、誰が先使つたかわからんというけれども、政府のほうでは統一の見解だという銀行局長のお話で、こういうことをやつても大丈夫だというお話でございませうね。私はやはり一番先に使つたものが、政府が使うまではどうも使つていなかった、信用金庫というものができるまではこの金庫という字は殆んどなかつたというふうないんですが、昔から金庫という言葉は相當古い古きもので見ましてもちよいちよいちそういうものが出て来る。それをこの法律によらないものは駄目だ。

あなたの説明を聞いてると正規の金融機関、いわゆる受けるほうと、今度は向うへ与える両方なければ正規の金融機関じゃない、こういう定義を今お聞きしたのであるが、それでなかつたらこれは駄目だというのが今のお話でございませうけれども、そうなつて来る、この法律をきめてもどく／＼使つておつた場合に一体取締りをどうされるのか。

○政府委員(河野通一君) 金庫という名称が、仮りにこの法律が通りまして使えなくなつた場合には、その名称を取りやめてもらわなければならぬのであります。若し取りやめなかつた場合には、この法律に従つて一万円以下の過料ということに相成るうと思ひます。過料の決定がありまして、過料を納めて、なおかつ金庫という名称を續けて使つておりました場合には、更に何度も過料がかかるということになるわけでありませう。物理的に看板を下させたり、その名称を強制的に変えさせるといふ権限は私どもはありませう。法律上は……。

○菊川孝夫君 信用金庫法の一部改正法律で、過料ということは今度設けられるのですが、前にあるんですか。

○政府委員(河野通一君) 現在は信用金庫という名称を使つてはいけなかつた規定があつて、それに違反した過料ということになるんです。その規定を直して金庫という名称を使つていけなかつたことにはしたのでありますから、その第何条何々に違反した場合にはという規定は従来の信用金庫という名称を使つちやいけなかつたことと對する過料がそのまま、金庫とい

う名称を使つちやいけなかつた規定に反した場合に、そのまま適用になる、こういうことであります。

○菊川孝夫君 そうすると、これは重要な、一万円以下の過料に処すということになるわけでありませうけれども、これに異議を申立てまして、一万円以下の過料に処すということになる、これは金庫という名前を使つておつたのだと、こういう異議の申立ができると思うんですが、それはできませんか。

○政府委員(河野通一君) これは裁判上の争ひになつて来た場合に、これは明治時代から使つておつたやつで、そういうものも生れて来るかも知れないと思う。それもこれを法律で禁ずるということになつた場合には、裁判の判決があるまでは金庫という名前を使つておつてもいいかどうか、これはどういふふうになりませうか。

○政府委員(河野通一君) これは裁判上の問題になると思ひますが、私どもの見解としてはこれは法律が出来るまで、品もそれが有効であるという解釈を取つておきますので、裁判によつて、こういう過料の申渡しに對して異議が出たとしても、判決があるまでの間は金庫という名称を使つていいということには私はならんと思ひます。法律がある以上は金庫という名称を使つていいということにはならん。併し後はいよいよ問題でありますので、どうも私どもとしてはそれ以上は見解は申上げかねます。

○菊川孝夫君 過料の一万円の判決を受ける。そうした場合には今度は控訴できるだらうと思ひます。最高裁まで

最後は行けると思う。その期間中は一体使つておつても、これは何ら取締りの方法はないんですか。

○政府委員(河野通一君) 只今申し上げましたように、この法律に違反した状態がある限りにおいては、何度でも実は過料がかかつて行くわけでありませう。何度でも、仮に今の訴訟の問題がない場合でも、仮に金庫という名称を使つてゐるから過料一万円に処せられたけれども、なおかつ同じ会社が金庫という名称を續けて使つておつた、まだその違反状態が続いておつたわけでありませうから、又一万円以下の過料に処せられる。無論これは司法当局がやるわけでありませうから、行政当局がやるわけでもありませんが、その違反の状態が続く限りにおいては何度でも過料がかかつて来る、こういうことになると思ひます。

○菊川孝夫君 それは長い間不正規な金融機関であるかも知れないが存在して、而も金庫という字はもう知れ渡つて、何々金庫というのでやつて来たというものが仮にあるかないか、これはあなたのほうはよくおわかりだらうと思ひますが、俄かにこれが今日からいふやうなことになる、それに対しては相當異議も出て来るだらうと思ひます。異議が出て来た場合に何回でも一万円以下をどく／＼かけて行つて、これに追加する、こういうおつもりですか。

○政府委員(河野通一君) これは只今申し上げたように、実は私どもが過料に処するわけじゃないので、これは司法当局が行うわけでありませうから、法律の執行として行くわけでありまして、そこは情状酌量、いわゆる極端なことを

を言へば毎日違反状態が続く限り、毎日一万円以下をかけて行くのかということになると、勿論そんなこともないと思ひますし、その辺は裁判所なり、檢察当局なりがどういふ態度を取りますか、それにつきましても私は私としては何とも申し上げられませんが、少くとも法律の建前から言へば、違反の状態がある限りは反覆して過料はかかつて行くものと思ひます。一回かかつたらもうかからんとか、本件に関する限りは過料はかからんという問題じゃないので、違反の状態が続く限り制裁の規定は動いて来る、かように考えます。

○菊川孝夫君 そうすると大蔵当局としては、これは取上げるまでは何回でも取締る、例えば殺人であるとかその他の事件であつたならば、それは警察も盛んに金庫という字を使つていないかどうかと思つて見歩くと思ひけれども、大きな街の角に何々金庫というやつとした金融業をやつてゐるのを一々警察は見廻りをやつて、これを使つてゐるか、使つていないか、そんな／＼熱心にやつておれんと思ひ、實際問題としてですね。そういうやつはあなたのほうでは財務局とか、或いはその他のあなたのほうの下部機構をも動員しまして、警察当局或いは司法当局を補助して、大いにこれが抹殺のために努力する、そういう御意向を持つてこれを出して来てゐるんですか、どうですか。

○政府委員(河野通一君) 法律の運用に當つて、私どもとしてはそういう違反の状態があるものについては十分な正規の手續を取つて警察当局なりその

他に對しては通報いたすつもりであり
ます。

○菊川幸夫君 そうすると飽くまでこ
れは大蔵省はそれを相手取つて告訴を
する、ああいうようなことはあり得な
い。飽くまで取締り当局の取締りに任
せる、こういうおつもりでございま
すか。

○政府委員(河野通一君) これは行政
罰、いわゆる過料でありますから告発
とか、告訴するといふ問題はないので
あります。そういう事実がありまし
たならば、私どもとしては検査当局へ
適当な方法で連絡いたしまして通報い
たします。

○菊川幸夫君 そうすると、大蔵省当
局としては、そういう連絡通報するよ
うな事実があるならば、これは銀行局は
中央でおやりだるうが、下部の機構に
對しまして、その間財務局あたりへも
指令を出してないかどうか、十分街
を廻つて見よというような取締りをお
やりになるおつもりでありますか。

○政府委員(河野通一君) 街を廻つて
見るというのはい……。

○菊川幸夫君 そうせんとわからん、
小さいやつは……。

○政府委員(河野通一君) 大体私ども
としては、金庫という名称を使つてお
ります貸金業者は大体すでにわかつて
おります。従いまして、これはこの前
申上げたかと思ひますが、貸金業者で
金庫という名称を使つておられますの
が全国で五十幾つあります。尤もこれ
は支店等を入れますと、その看板をか
けている事務所の数は相当な数で、千
ぐらいい上つてゐると思ひますが、会
社の数としては五十二ですか、はつき
り一々具体的にわかつております。そ

れから匿名組合方式で投資業をやつて
おりますもので、金庫という名称を使
つておりますものも大体私どもでわか
つております。これが恐らく四つ、五
つじやないかと思ひますが、大体見当
はついております。一々しらみつぶし
に街を廻つて見なければわからんよう
な状態ではございません。

○菊川幸夫君 これは非常に取締りに
當りましては摩擦が起きたりする場合
が私は多いと思ふんです。従いまし
て、この金庫という字だけを使うだけ
で一万円以下の過料に処せられる。従
つて運営に當りましては余ほど慎重に
やつてもらはん、例えば貸金業なんか
やつてゐるのは、どちらかといふと、
こういう商売は信用商売で、貸金業に
しても自己の資金だけでやつてゐるの
は少ないんですね。相互金融といひま
すかね、こういう形態のものが多いと
思ふんです。銀行局長にこれもお尋ね
したいと思ふんですが、そういうのが
仮に何々金庫という名前を禁じてしま
つたというふうなことになるますと、
与えるショックです。出資者と申し
ますか、株主と申しますか、これに相
当なショックを与えるようなことにな
らんではどうか。というの、そんな
ことはこの法律にきまつたんだから、
名前くらい変るくらい大したことでは
ない、御答弁になるか知れないが、そ
れはそういうことになれば、金庫とい
ふ字を使つておつたつて大したこと
ないじやないかといふことにも反論と
して成立つんですが、その与える影響
によつて、これはいづれどういつた金
融業に對して大蔵省はちくり／＼と取
締りの手を伸ばして来たのだ、次に何
が来るかも知れない、こういうふうな

恐怖感といひますか、これを与えて、
そのために金融、ここでは「金融秩序
の維持を図るため」こういうふうな理
由で書いてございませうけれども、却つ
て混乱するような虞れはございませ
んですか。

○政府委員(河野通一君) 私は或る程
度の影響はあるかと思ひます。ただ問
題は、これらの株主相互金融が本来適
法な姿で運用しております限りにおい
ては影響はないと思ひます。ただ問題
が金庫という名前を使つてゐるの故を
以て、本来ならば扱えない預金、預か
り金融をしてゐるものにつきます。そ
れが相當影響があると思ふんです。現にそ
ういふ事例は相當あることは御承知の
通りであります。私どもこの点につ
いては法律違反のある限りにおいては
嚴重な取締りを行なつて参るつもりで
おります。お尋ねですが、そういうたも
のは、つまり金庫という名称を使つて
いるために、公衆は普通の信用金庫と
そう差異がないと思つて預け金をす
る、又それを受けてゐるという状態に
なつてゐるのであります。そういうも
のにつきます。或いはこの金庫とい
う名称を禁止されることによつて、
あれはやはりそういう預金を受けてい
い機関でなかつたのかという印象を
与えることによつて相當の影響はある
かと思ひます。私はそういう限りにお
いては影響はあつても止むを得ない。む
しろ公衆を保護する意味において、む
しろそのほうが好ましいのだ、かよう
に考へております。併し普通の、正規
のといふ言葉は悪いのでありますが、
適法な株主相互金融方式により貸金業
を営んでゐるものは、金庫という名称
を使わなくてもそう大した影響はな

い、かように考へております。

○菊川幸夫君 或る程度の影響とおつ
しやつたのですが、今の信用金庫に紛
らわしい金庫という名前を使つておる
店の数もどのくらいあるかといふこと
を御調査なさつてゐるというお話でござ
いましてけれども、動いてゐる資金量
はどのくらいに推定しておられます
か。

○政府委員(河野通一君) ちよつとこ
の資金量は、金庫という名称を使つて
おります貸金業者の資金量は、ちよつ
と私にははつきり今の確に申上げるこ
とはむづかしいと思ひます。

○菊川幸夫君 それは推定よりしよ
うがないでしやうね。

○政府委員(河野通一君) 大体五十数
社であります。平均いたしまして、
一、二億と踏んで、全体で恐らく百億
程度の資金量ではないかと私どもは推
定いたしております。的確なことはわ
かりません。

○森下政一君 ちよつと、局長の言わ
れる正規の金融機関でないものに金庫
という文字を使わせない、使つてゐる
ことが或る種の弊害を伴うという実態
が現れてゐるというわけなんです
ね。それで金庫という文字を使わせな
いといふことにするならば、この法律が
できてからお六カ月前に前通り使わ
せておくと、それは一体どういふわけ
なんです。そんなことは一日も速かに
くしたほうがいいんじゃないか。

○政府委員(河野通一君) お説の点誠
に御尤もであります。これは先ほど
菊川さんも言われたやうな意味合、こ
れは法律論じやないものでありまして、
實際論として、從來善意で金庫とい
ふ名称を使つておつた、ところがそれを

法律で禁止される次の日から違反の状
態にあるといふのは余り酷ではない
か、善意で使つておつた方には……
従つて半月がいいか、三カ月がいいか
といふ問題でありますけれども、或る
程度の猶予期間において、その間に名
称の変更の手続を取るなり、株式会
社におきましては株主總會を開いて名
称の変更をしなければならぬのであり
ますが、そういう手続に要する期間を
与えて、その猶予期間中に適當な措置
が適法に取れるようにその猶予はおい
てやる必要がある。これは先ほど申上
げたやうに、三カ月がいいか、六カ
月がいいか、一年がいいかといふこと
は程度問題だと思ひますけれども、そ
らの点を考へて、六カ月くらいは猶予
の期間において、それ／＼株主總會を
開くなり、登記をするなりその他の手
続の期間においてやるほうがいいの
じやないか、かように考へたのであり
ます。

○森下政一君 御趣旨はよくわかりま
すがね。併し成るべく速く法の効果を
實現することのために、さやうな猶
予期間といふものですか、成るべく少
いほうがいいですね。常識的に考へ
て、半年もおかなければ株主總會は開
けんわけのものじやないだらうし、も
つと短かいほうがいいんじゃないかと
思ひます。まさか修正するほどのこと
はないと思ひます。

○菊川幸夫君 これと直接に關係な
いんですが、今日大蔵大臣の御出席を
要求してゐるわけですが、委員長も出
席するとおつしやつたので、速く出席
してゐるうて、この問題についても突
はお聞きしたいと思ふんですが、いつ
出て来るのですか。大分たつてゐるの

ですが、本場に正規に委員長長のほうから要求されたのでございましょうか。

○委員長(大矢半次郎君) 勿論要求しております。先ほども要求しました。が、予算委員会の方でいろいろまだ折衝のために今どうしても抜けられない、もう少したつて連絡してもらいたい、こういうお話で少し待つておるわけです。

○菊川幸夫君 会期もいよいよあと三日間になりました、我々も絶えずこういうふうな差し迫つて参りますと、いろいろの問題を集めておいて、出席した時にどん／＼聞いて行かなければならぬので、これなども一遍大蔵大臣にも聞いておきたいと思ひますので、その取締りに當つておる態度なんかもね。従つて速く出席するように再び要求したいと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 先ほどからたび／＼要求いたしておりますが、なお繰返して要求いたします。

○菊川幸夫君 早速お取計らいをお願いしたいと思ひます。そうしてどん／＼進めて行きたい。向うばかり出ていて、私も予算委員会は大事だと思ひますが、この大蔵委員会で大蔵大臣の出席を要求しているのですが、こういうときにはこちらに出て来ないのだからね、で、この際は是非お願いしたいと思ひます。

○森下政一君 その点ですがね。どうでしょうかね。例えば今日出席を要求しておつて、予算のほうで都合があつてなか／＼来られないという事情もわかるんですが、予算委員会にも了解を得て、明日の午前中なら午前中に必ず大蔵委員会に出て来るというはつきりしたことはできないんですか。そのと

きに質問をかためて、ためておつたのを皆やるということになると向うも便利だし、こちらも便利だと思ふんです。来ることを予想してのんびんだったら、遅くまでかかるといふことはかなわんと思ふんですがね。

○菊川幸夫君 こちらのほうは今まで我慢しているの、困るときには政務次官でいいから出て来いということでは話をつけているのに、それをどうもいことにして、ちつとも、このままこの国会中に一時間ばかり出ただけで、いろいろ重要法案がかつておりながら、そうしてどん／＼やつてしまつて……もう会期も三日しかない。

○委員長(大矢半次郎君) ちつと交渉して来ます。

〔委員長退席、理事西川甚五郎君委員長席に着く〕

○森下政一君 ちよつと、大蔵大臣に信用金庫法で菊川君が聞かんならんこととがあるというなら、これを一時中止して、関税定率法を上げたらどうですか。

○理事(西川甚五郎君) それでは食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、それについて御質疑を願ひます。政府委員として前谷倉糧庁長官が来ておられます。

○菊川幸夫君 超過供出奨励金等に対する所得税の、この超過供出と字句の解釈について、予算委員会におきまして、三派共同修正案に對しましていろいろの申合せが大分進つていっているような論争が質疑応答の中で繰返されておつたようでございますけれども、一体今度の超過供出奨励金というものは、あの三派共同予算の修正案の金額とどうい

うふうに関連を持つてゐるのか、はつきりしたところで、もうあの問題は解決したのか、これには関連しないのかどうか、一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(前谷倉糧長君) お答え申上げますが、二十八年度米穀についての所得税の臨時特例の問題は、昨年度も御承知のように二十七年産米につきまして超過供出奨励金、早場奨励金です。ね、供出完遂奨励金等に臨時特例として免税されておつたのでありまして、これを内容的に二十八年産米についてこの形に修正したわけでございますが、その金額その他の関係とは別に關係がなく行われております。

○菊川幸夫君 そういたしますと、あの超過供出奨励金の中に、三派の共同修正案によるところの一部出される金というものは、あれに該当するのじやないんですか。この所得税の臨時特例に關する法律に該当するのですか、しないのですか。

○政府委員(前谷倉糧長君) その法案にもございしますように、政府が支出する奨励金ということになつておりまして、その中に今度予算によつて修正せられました八百円もこの中に該当すると思ひます。

○菊川幸夫君 そうすると、予算によつて修正されたあの八百円が、これが免税の、免税という臨時特例を受ける対象になる、こういうふうに考えてよろしいございしますか。

○政府委員(前谷倉糧長君) その通りでございます。

○菊川幸夫君 あの八百円については超過供出、即ち供出完遂後のものにのみ出すのかどうかというようなことで大分議論が闘わされておつたやうであ

りますが、完遂後のものであるとはつきりもしなかつたやうであります。が、あなたの解釈では完遂後のものであると、こういうふうな解釈しておられるのですか、どうですか。そうするとその超過供出という言葉はちよつとはつきりして来ないんですけれども、「超過供出金等」と書いてあります「等」でこれをつかきかけようとして考えておられるのかどうか、どつちですか。

〔理事西川甚五郎君退席、委員長席に着く〕

○委員長(大矢半次郎君) 大蔵大臣が出席されましたから、信用金庫法の一部を改正する法律案について御質疑を願ひます。

○菊川幸夫君 委員長のお骨折りも斟酌いたしまして簡単に尋ねたいと思います。

大蔵大臣にお尋ねいたしますが、金庫という言葉を使つてゐるのは、今度の法律改正によつても金庫という言葉を使つちやいけぬ。それを使つたら一万円以下の過料に処す、こういうことなんです。ところが今の銀行局長のお話では、正規の金融機関ではないものについては金庫という言葉を使わんようにするのだ、或るべくさういふものを正規と、不正規にわけ行くのだ、こういう御答弁なんです。ところがこういう何々金庫というわけで、今の銀行へ行つたつて金を借りられんの、ほかのところでは何かこういふ商売はいろいろあると思ふんですが、それがさういふ金庫という看板を引下げられてしまふというふうになりますと、金融界に影響を及ぼすのじやないか。特に庶民金融界に大きな影響を及ぼすのじ

やないか。そうしたら多少の影響があるかも知れん、多少といつてどの程度かわかんが、多少の影響はあるだろう。併しこれも止むを得んだろう、こういうお話でございしますけれども、その与える影響は、直ぐあつた金融界における影響というものは、片岡直温じやないが、ちよつとした口滑りがばつと大きく振つて、今のよう金融界が転換情勢にある時には一波が万波というやつで振つて参りまして、この次に何が来るかも知れないというやうな不安感を与えまして動揺を來す、混乱する、こういう危険があるんじゃないかと思つて、その取締りに當つては細心の注意が私は必要と思ふのでありますが、大臣これを認められるに當りまして、そういう影響についてもお考えになつたかどうか、これを御答弁願ひたい。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 只今御質疑の点については、私も十分考えましたが、菊川さん御承知の通り、当時金庫という名前をいろいろ／＼なことをやる団体、これについては大蔵省に陳情等も非常にたくさんございまして、又私どものほうでも、つまり正規のものはいないんですが、それ以外のものがある／＼間違ひを起しやすいう点等から、やはり金庫を保護する意味で、特に金庫は員外預金などができるところになつておりますので、さういふ点をも含めまして、金庫は、一般のさういふものが金庫という名前を稱することは相成らん、こういうことになつてゐるのでございします。併しなから、これは菊川さんも御承知だが、金庫という名前のものもありまして、何々経済会とかいつて、金庫という名

をつけないものもあります。そういう大きなものはむしろそのほうにあるのじやないかというふうに思われます。私のほうでも貸金業者については随分取締ることができるとありますが、どうも不正規のものは取締ることができん点が多いのでございまして、やはりこういう名前が善良な人をどうかすると誤らす虞れもありますので、この点は是非必要であらうという点で、今度の金庫という名称についての法律案を提出した次第でございまして、余り私には大きな影響はあるまいと思ひますが、仰せのごとくに、やはり経済界は一つの有機体といひますか、ちよつとした指の先が痛くてもその人は一日氣持が悪いというのと同じような工合に、経済界に影響があることは、影響を全然認めないわけではございせんが、現在の情勢から見れば、むしろそれから受ける影響よりも、それから將來起つて来る影響のほうが大きいじやないか、かように私も見てゐる次第でございまして。

○菊川幸夫君 までお尋ねしたいことがありますが、この問題についてはこの次に……

○委員長(大矢半次郎君) お諮りいたします。野溝委員から減税国債について簡単に大蔵大臣に質問いたしたいという要望がありますが、これを許可して差支えございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野溝勝君 この際時間が短かいうでございまして、機会といひましても容易でありませんから、この機会に一、二お伺ひしておきたい。

大臣には予算委員会でお渡れでございまいし、余りくどいことは

申しません。その代り小笠原さんも永い間の私との友情もありますから、あなた自身もさつぱらんに一つ御答弁を願ひたい。減税国債について、産業投資の財源に充てるといふ理由でこの減税国債の法案を提案されたようでございまして、一体その投資の対象はどんなところに置いてありますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これは基幹産業、いわゆる電源開発等でございます。

○野溝勝君 その電源開発等というところになると、結局基幹産業等にもいろいろございまして、石炭、電力、一切の基幹産業も含まれると思うのでございまして、単に基幹産業だけでございまして。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 開発銀行への出資でございまして。

○野溝勝君 主にそうしたものでございまして。

○國務大臣(小笠原三九郎君) その開発銀行と電源開発と両方でございまして。

○野溝勝君 次に伺ひしておきたいのは、それらの金融或いは産業に、融資というが、資金を充てさせるためにこの国債をやるのでしようが、かようなことまでしてその資金を集めなければならぬのでしようか。日本の経済の現状というものは、むしろこうした公債政策をやることによりまして、却つてあなたの唱へてゐる健全財政というものはここにドツヂ・ライン以来方向転換するのじやないかというのを私は思うのでございまして。併しこのくらの国債ではまだ、日本の経済は心配ない。丁度青東條内閣当時荒木大臣が言われたように、まだ心配ない

という中に到頭戦争になつてしまつたのでございまして、私はこういうことを案ずるのでございまして、こういう点について大臣の御所見は如何でございましてか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 私はいゝゆる赤字公債の発行については、如何なる場合でも断じていたすべきでないという考え方を持っております。それで今度の減税国債というものは、そういうふうにも用途も限られておらず、又金額においても二百億圓というふうに限られており、これを持ちまするものも、大体予定表を差上げたかと思ひますが、その中百二十億圓は銀行等の金融業者が持つことになり、後の八十億ほどを一般の人が持つことになるので、而もこれがいわゆる減税国債を税を払う者が持つことになるのでございまして、この点はほかになつて弊害が少くない。これも野溝さんだから率直に申し上げておくと、それなら全幅的にこの問題をいと思つたのか、こゝう言われると、私個人としては若干の意見も持つておりますが、現在の事情ではこれはよからう、こゝういふふうに認めた次第でございまして。

○野溝勝君 先ほども申しました通り、今日は細かく大臣と論争しようとは思ひませんが、又省略いたします。ただあら筋だけを申し上げておくのでございまして、そこで二百億圓は、赤字公債などと違つてゐるから、政府公債の意味からであるというふうに承ります。現実におきまして日本の金融におきましては二千何百億とかいふのがオーバー・ローンといふことでございまして。一体私はこのオーバー・ローンを誰がしたかといふこと

は知りませんが、一体この国民の中には銀行から金を借りて、必要以上に借りたものはないのでございまして。借りた国民もあるでしよう。一体そういうものは誰がやつたか、どういふ国民か、どういふ階層か、どういふ事業家系統かといふことについては、私はこれは事務当局からお伺ひいたすことにいたしまして、こゝういふ動きのある現実は大蔵御承知だと思ふ。併し一方におきましては、何としましてはオーバー・ローン、貸出しの超過といふことだけは、これ自体インフレの象徴だと思ふ。いわんやMSAの資金、今日の外電を見ますといふと、六ヶ月に對する二億何千万ドルを遙かに超えまして、アイゼンハワーの声明によりまして、この額は十七億ドルくらいまでは一つ日本のMSAの枠を越えられてゐる、これは真偽はわかりませんが、併しこゝういふ点から見ると、兵器生産を中心として日本がインフレに発展を、続いて一方平和産業においてはデフレ、その犠牲による労働者の首切ける経済的な二面相といふものは極端に現われて来ると思つてございまして、こゝういふ点に關しまして大臣は如何ように考えられてゐるか、その点お伺ひしておきたいと思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これにつきましても、私も今仰せになつたような数字は、何か新聞でもちよつと見ましたが、あれは朝鮮のほうの復興なんじやないですか。日本に對するMSAの内容については、私もまだ詳しく聞いておりませんが、まだ交渉の途上にあることは御承知の通りであります。或いはこれが完成兵器でこちらへ来たり、或いは一部を日本のほうへ特需といふものになつたり、或いは一部がいわゆるオフ・ショア・プロジェクト、域外買付といふことになると、この内容次第で日本の産業に及ぼす影響は大體おわかりと思ひますが、大體においては朝鮮戦争の結果もあるし、昨年と變りがないような特需その他が日本に行われる程度にとどまるのじやないか。但し今申し上げました通り、MSAの内容については明らかになつておりません。又明らかになつてもおらんやうにも承知いたしております。そこで日本のそれじやないか、或いはそれがために一部にはデフレが起つて来て、その犠牲のしわざを、いわゆる労働階級が受けるのじやないかといふ点についての御心配でございまして、これは私も今の日本としましては、これは皆さんも定めし御同感だと思つてゐると思いますが、こゝういふことがあつてもインフレに持つて行つてはならん、こゝういふやうに強く考へております。併し産業の合理化等を一面にやります半面においては、例えば造船にしても電源、或いは公共事業費にしても、或いは農村の食糧増産対策にしても、これらはいずれもやはり一つの雇用問題を解決する一環でもある、かように私も考へてゐるものであります。従ひまして日本の産業の合理化といふことが勤労者の犠牲の下にのみ行なわれるといふやうには私は考へておりません。又さうなことが起つては相成らんと私は考へております。又政策についていろいろ足らん点がありますれば今後御批

判を受け、それに基いて漸次直して行きたいとも考えておられますが、直接のお答えとしては今申上げた通りでございます。

○野澤勝君　そこで大臣、私の見たのが誤りか、あなたの言うのが誤りか、よくまだ確かな情報をお聞きし、それからわかりませんが、外電では日本を經由して、日本を越えてということになっていきますのでね。私は必ずしもその朝鮮ということに決定的には思っておりません。併しそれもまだ完全に明らかにはされておられませんから、そういう点は御検討願いたいと思うんです。

それからどうなんですかね。こういうような日本の経済界の事情なんです。何としてもオーパー・ローンというものはインフレの象徴です。これは三つ児でもわかることなんです。更にそこでの際管財局長も来ておられるようですから、大臣のいるところで承つておきたいのですが、日本の國家が貧乏だといいますが、確かに財政的に苦しい点はよくわかります。けれども国有財産が相当あるんですが、この国有財産の処分がどういふふうによつておられるか、全く問題になつてい

常に心配されています。今日はこの一点だけ聞いておきたいと思う、大臣のいる時に、がように財政が苦しくて、減税国債まで発行してどこかの産業開発に充てなければならぬというこの状態を見るときに、一体国有財産の中、株券なり、或いは公債などを現在のどのくらい所有になつておられますか。政府所有ですね。

○國務大臣(小笠原三九郎君)　金額についてはちよつと後で事務当局から申し上げますが……。

○野澤勝君　結構です。

○國務大臣(小笠原三九郎君)　ただ私が国有財産を処分するに當つての一つの考え方の基礎的なことを申し上げておきたいと思ひます。国有財産につきまうかという点が一番大切でござい

ます。この点については一々この頃省議に諮ることにして、十分いろいろな資料を整えた上で大蔵省議に諮ることにしておりますから、今後そういうような御懸念はだん／＼ないことと信じております。それから物によりまして、やはり今売却することについての可否が相当問題になつて参りますので、或いは一時国の必要上はこれを貸下げをするというふうな方法で、これを貸下げをする部分があるものと相当たくさんございましょう。一例を挙げれば火

薬廠、先般三会社に火薬廠を貸すことにいたしました。これなどは特質上、どうも国有財産として持つておくことがよからうという考えから、これは貸下げをいたしているものであります。個々の場合について十分検討を遂げた上に、どなたがお考えになつても

国有財産の処理としては納得できると

いう方法で私どもはやりたいと、かように考えているのであります。今ちよつと野澤さんの言われた中の問題ですが、これらについて若し価格が適正でないものがありますれば、これは十分改めます。以前のこととは話を聞いておりますが、以前のこととまで十分改めて見たいと思つております。

○野澤勝君　これは大臣のいる時に、管財局長の御答弁でもいいんですが、私の言うのは、公債並びに政府の所有する、これは国有財産ですが、政府の所有する国債並びに株券というものは、どのくらいあるかということを知りたいのです。

○國務大臣(小笠原三九郎君)　九百九十二億四角あります。

○野澤勝君　それは国債ですか、株券ですか。

○國務大臣(小笠原三九郎君)　有価証券その他内容は政府委員から説明します。

○政府委員(阪田泰二君)　これは国有財産の有価証券その他として整理してあるものの總額でございまして。この中には株券とか債券その他出資というふうなものも全部入つております。

○野澤勝君　そこで結論になつて参りますが、この際お伺いしておきたいことは、今度国会におきまして独占禁止法の改正法律案で、ややともするといふと、折角日本の資源の乏しい産業の無政府的な状態を、民主的に企画性を持たせた運営をやつて行こうというので独占禁止法ができたのでござい

ますが、これを改正しようというのでございしますが、そこで特に独占禁止法は、御承知のごとく少い資源を有効に機動的にやつて行こうというわけでご

ざいます。たま／＼日本の政府におきましては、日本の石油が非常に少くて、特に生産が御承知の通り三十二万トン、こういう状態で、この大部分は帝石が原油の生産に當つてゐるんです。この原油の生産に當つてゐる帝石の株を現在日本政府は持つてゐる。この株は現在政府はどのくらいお持ちでござい

ますか。それが一つ、それから特に今帝石を中心に、丁度この前の大日本印刷、渡辺倉庫及び白木屋等における事件と同じような会社荒しの動きが、重大な日本石油の事業の中におど

り込まんとする状態があることを聞いてゐるのであります。私はこれは事実でなければ幸ひと思ひます。特にこの問題につきましましては、先般この問題の起つた当初、大蔵委員会においても問題になつたのですが、若しかうなことが今問題になるとするならば、少くとも日本の政府がいやしくもこの事業に参加し株を持つておるのに拘わ

らず、かような株式ゴロ、株式ブローカーにこの政府の株もマーケット・オペレーションされるようになりま

す。それこそ重大問題だと思ひますから、予めこの際、よもやさうなことはないと信じてますが、あれは一大事でございまして、今日かようなことのないことを希望しながらお尋ねしてお

くのでございまして。と申しますのは、現在こんなことはかくしておく必要はありません。さつ／＼はらんに申上げますと、新聞に出ておられますので申上げ

ますが、これは可なり有力者でござい

ますから、他の政治家も大臣も交際な

んか相当あると思ひますが、それは菊

地寛美というかたでございまして、このかたは兎町へ行つて聞いて見まして

も、相当株式界で君臨されておるよう

でございまして、大臣もお名前はお聞

きでございまして。向うでも承知して

ゐるようですから、あなたも承知さ

れてゐると思ひます。ところがこの人

は帝石の再建に當りましては、たまた

ま自分はいろ／＼誤解と責任の關係上

再び重役になることを遠慮する、か

よに申しておたのでございまして、

最近またぞろ株を買占めまして、これ

に乗込まんとしているのでもござい

ます。朝日新聞の二十八年六月三十日

を初めといたしまして、多くの新聞雑誌

にも出ております。この会社の経緯につ

きましては、昭和十六年九月一日石

油資源の開発、石油事業の振興資本金

一億円、政府は半額出資でございま

す。十七年九月一日、日本石油、日

本石油、中野石油、中野石油工業部

門を譲り受けまして、それが資本金二

億五千万円、それから十八年二月十日、

太平洋石油、日本石油工業を合併いた

しました。資本金が二億六千万円、そ

れから北緯太と合併、資本金二億八千

四億六千万円、集中排除關係等があり

まして、二十五年一月十日資本金五億

ら、この国民の金を私はやとすると
いうと、これらの株式が左右さ
れるようなことがあつては重大な
ことだといふので、特に石油資源の少
いときに一朝誤れば飛んでもないこと
になりますので、この際私はこの間の経
緯と、更に政府の所有株を簡単に処理
されたり、動かされたりすると非常に
困りますので、この点を明らかにして
おきたいと思つておきます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) この帝
国石油の成り立ち等については私もよ
く承知しております。従いまして、今
政府が株数をどのくらい持つてい
るか、株数の確定なことはつきりこ
で記憶はございませんが、今仰せにな
つたように、極めて日本の国策の面か
ら重大な関係もございまして、株券
の処置等につきましては、これは極め
て慎重を期して取計らいたいと思つて
おります。更に今名前を挙げてお話を
ございましたが、そういう人の名前を
聞いたことはございませんが、話合つた
ことは一度もございません。そのこと
はつきり申上げておきます。

○野澤勝君 最後の一つお伺いして
おきたいんですが、大体私どもの調査に
よりますと、これはダイヤモンドにも
出ておりますが、決してあれじやない
のですが、今日でなくとも大臣後でよ
ろしゅうございまして、阪田管財局長
のお調べをお願いしようと思つて、大
体雑誌にも出ているところによります
と、設立株式が二千万株の約四分の一
を政府保有となつております。四百六
十万株と大体思つていんですが、こ
の点は誤りないだらうと思つて、こ
れはおわかりと思いますが、管財局
長にお伺いします。

○政府委員(阪田泰二君) 只今ちよつ
と数字を手許に持つておりませんが、
大体おつしやるような数字を政府が保
有しております。

○野澤勝君 大体以上の通り、非常に
極めて石油はもう御承知の通り資源と
しても重大な時期でございまして。大
事な時にこれを一事業家の勝手に操作さ
れるようなことのないように、又疑惑
を起させないように、特に小笠原大臣
の健在を一つお祈りする次第でござ
います。更に管財局長におきまして、
そういうわけでございまして、どう
かこの点は重大な資源、少いけれども
有力な重大な資源でございまして。政
府においても十分に一つ慎重な態度で
進めたい。これを以て質問を
終ります。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 丁承
いたしました。

○委員(大矢半次郎君) 予定の時間
を大分過ぎましたから極く簡単に。
○菊川幸夫君 大臣にお伺いしてお
きたいんですが、何回も池田さんの大臣
当時に国債を発行しますが、しないの
ですかと云つたときに、赤字公債は発
行しないのだ、という話であつた。
ところがこれは形を変えた赤字公債に
ならないかと私は思つておりましたが、
成るほど産業投資特別会計の財源に
するのだ、とおつしやいます。減税
のほうを差引きますと、実際に入るの
は百五十億でしたか、減税のほうで二
五五億減税に廻されてしまふから、
僅か百五十億ばかりの金を得るため
に、而も今おつしやつたのは、電源開
発のほうに主として貸すのだとおつし
やいますが、それだけの金を得るため
にこういう国債まで発行しなければな

らんとするのは、我々どうも納得が行
かない。これは形を変えた赤字公債に
やないかと思つておますが、如何で
すか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) その赤
字公債というものは、我々が言つてい
るのも日本銀行の紙幣で出すやつは赤
字公債というのでありまして、若し民
間でこれを消化してしまふと、これは
普通の公債で赤字公債でも何でもござ
いませぬ。今の場合はこれは減税であ
りますけれども、金融機関その他で消
化してしまふと、性質上は全然赤字公
債ではない、かように見ております。
而もこれを民間産業投資特別会計のほ
うに持つて行きますと、いわゆる基幹
産業の開発に使うのでありますから、
又用途もはつきりしている、こういう
ふうに見ておられます。

○菊川幸夫君 そうすると、純然たる
四十億の金が税金で入るのがそれだけ
入らなくなる筈ですね。この形を変え
た赤字公債は発行できないので、こ
ういふ額を普通ならば、一般会計のほう
から特別会計のほうに繰入れて、そ
うしてこれを投資する、こういうのがま
あ正しい姿なんです。併しそれは金
がないので、というの、金がな
いのはそれだけ赤字になつてい
るの、それを止むを得ず発行するのだ。それ
があなたの言うように、日銀券を発行
しないのだから、赤字公債ではないと
いうことをおつしやるかも知れない
が、見方によつては、本当ならば国の
予算の中から、一般会計から特別会計
に繰入れて、そして投資をするとい
うのが一番健全な財政の建て方じやな
いかと思つておますが、どうですか、そ
の点は……。

○国務大臣(小笠原三九郎君) それは
そういうことも一つの考案であります
が、私どもは今のような減税という魅
力の下に全額の公債を消化してしま
うのであるから、これは赤字公債とは性
質が違ふ、こう思つておる次第でござ
いますので、ここでは見方が違ふわけ
でございまして、それで御了承願
いしたいと思います。

○菊川幸夫君 それではもう一点、減
税を受けるのはこの公債を買い得るよ
うな人たちが、債を買う力のある人た
ちは特別な税法上の恩典に浴すると
いう結果になるのでございまして。従
つて金持がうまいことをするといふ結果
を来すと思つておますが、
○国務大臣(小笠原三九郎君) それは
物の見方でございまして、私どもはそ
ういふ今の場合に、公債を持つことが
非常に有利であるといふ考えならばそ
うでございまして、公債を持つことが
負担になるという考え方をする人があ
れば、それは言われないだらうと存じま
す。

○菊川幸夫君 これ以上はまあ論争に
なると思いますが、一般に税金が高い
高いと言つて困つているときに、金持
だけが、これを持つ余裕のある者に
おいては非常に有利な減税国債を持ち得
る。又一方におきましては、源泉徴収
のほうにおいて金持を優遇的な扱いを
している、無記名預金を以て大きいと
ころは減税を受けるというふうな、こ
ういふ方式をどうもつておる。そ
うして一般には減税した、減税したと言
つていられるけれども、実際にはそうい
う大きなところだけが大きな減税を受け
るという結果になるんじゃないか。
○国務大臣(小笠原三九郎君) それは

私がこの前お答え申し上げました通り、
とにかく一般には基礎控除もいろいろ
なものを減じておられますので、減税の
恩典という言葉を使つてよければ、む
しろ低いところも多く受けるのであり
ます。あなたお調べになればわかる
が、昭和二十四年に一千九百万あつた
納税者が今の税法では一千三百万に減
じて六百万人が納税負担を免れており
ます。更に今度の税法改正で一千万に
減じますから、更に今度の税法改正を
願うことによつて三百万人低いところ
が負担を免れるのであります。それか
ら先はどうも私とあなたと考える方が違
うよう、議論に亘ると思つておますから
事実だけを申し上げます。

○委員(大矢半次郎君) 本日の大蔵
大臣に対する質疑はこの程度でとどめ
ます。

信用金庫法の一部を改正する法律案
について質疑を続行いたします。

別に御発言もないようでありま
す。質疑は終了したものと認めて御異
議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のありのかたは賛否を明らかに
してお述べを願います。

別に御発言もないようでありま
す。討論は終了したものと認めて御異
議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

のかたの挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手続は前例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名

- 森下 政一 山本 米治
- 三木 興吉郎 前田 久吉
- 小林 政夫 土田 国太郎
- 西川 基五郎 横川 信夫
- 藤野 繁雄 青柳 秀夫
- 岡崎 眞一

○委員長(大矢半次郎君) 次に、昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。本審査であります。先ず賛成者より提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(内藤友明君) 只今議題となりました昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案につきましてその提案の理由を御説明申し上げます。

先に二十六年産米穀については、当時の逼迫した食糧需給と困難な供出の状況に鑑み、超過供出の促進に資するため、超過供出奨励金については所得税の臨時特例を設けて免税を行ないましたが、続いて二十七年産米穀については超過供出奨励金のほか、更に早期供出奨励金、完遂奨励金を加えて免税し、食糧確保に対処したのであります。が、今年二十八年につきましても、食

糧事情の見込はなお昨年と同様の状況でありまして、供出を全うするためには二十八年産米につきましても、なおこの免税措置を続ける必要があると考えられます。よつて昭和二十八年産米穀についても昨年と同様臨時特例法を制定して、これら奨励金につきましても、二十八年又は二十九年分の所得の計算上、総収入金額の中へ算入しないようにしようというのであります。而して今年度完遂奨励金の名を以て交付せられる供出奨励金につきましても、本法中その他の奨励金としてありますので、これに該当するものであります。

以上がこの法律案の提出の趣旨及びその内容であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(大矢半次郎君) 質疑を行ないます。

○森下政一君 先ほど菊川委員からも質疑があつたのですが、丁度賛成者が見えたのでお伺いいたします。今度の供出完遂奨励金ですか、というので八百円というものが渡される。これは私どもは新聞その他で見ているだけなんです。完遂したものか或いは完遂しないものか、その供出した分について完遂奨励金の名による奨励金ももらえる。それが何か一時紛論争の種になつておつたようですが、結論はどうなつたんでしょう。そうして又その結論によつて今度のつまりこの扱いに含まれるのはどの部分になるのかということとを、一遍はつきりここで伺ひしておきたい。

○衆議院議員(内藤友明君) 只今のお尋ねであります。衆議院におきまして

て予算修正されました、その修正されましたとき、その修正案の説明をいたしました私どもの党の者の説明によりますと、これは供出の完遂したものか否とにかかわらず、供出した者に対して支出するのだという説明をいたしてゐるのであります。でありますから、完遂した後において出すのじやないの、完遂するために供出した者に対して全部出す、こう私も承知してゐるののであります。いろいろと疑義があるか存じませんが、予算修正者の気持はそういうことになつておりますので、何とぞそれは御了承頂きたいと思つております。従いまして、この法律の中には「その他の奨励金」という中へ入つてゐることと解釈いたしてゐるのであります。

○森下政一君 そうすると、只今の御説明でどういふふうに承知したいかわけですね。名称は完遂奨励金であるからわかんないが、必ずしも完遂した後にもらうとは限つてゐない、完遂するために供出をしてゐるのだから、たとえ結果において完遂しなくても、供出した者に対しては完遂奨励金が与えられる。その奨励金がこの所得税法で特別の取扱ひを受けるという中に全部包含される、こういうふうに承知してゐるわけですね。

○衆議院議員(内藤友明君) その通りでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

別に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手続は前例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名

- 森下 政一 山本 米治
- 三木 興吉郎 前田 久吉
- 小林 政夫 土田 国太郎
- 西川 基五郎 横川 信夫
- 藤野 繁雄 青柳 秀夫
- 岡崎 眞一 菊川 孝夫

○委員長(大矢半次郎君) 次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑をお願いします。本案につきましても、衆議院において修正が加えられました。この修正点につきましても、便宜政府より説明を聴取いたします。

の過程において明らかになりましたように、予算の修正に伴ひないまして、供出定率奨励金を支出するために食糧証券の限度を拡張する必要がありますので、この限度拡張に關しまして法案の修正をしようとするものであります。只今のところ食糧証券の発行限度は二千二百億圓となつておりますので、これを二百億圓にしようとするものであります。

○森下政一君 それは何ですか、結局今の完遂奨励金の関係でそれだけ増額することが必要だと、こういうわけですか。

○政府委員(白石正雄君) 石当り八百圓を支出することといたしまして、本年度の供出は二千五百五十万石となつておりますので、二百億圓の支出の増が要るわけでございます。これを食糧証券の発行が最も多くなる時期が大体十二月一月の頃でございますので、この時期におきまして二千五百万石程度の供出があるだろうと見込みまして、二百億圓だけの限度の拡張を必要とする、こういう計算に相成つてゐるわけでございます。

○小林政夫君 輸入食糧補助金の三百億圓の内訳を一つ言つて下さい。

○政府委員(前谷重夫君) 輸入食糧補助金の内訳でございますが、輸入金額といたしましては、米につきまして九十万トンで約二百二十億程度になります。なお大麦につきましては六十二万トンでございます。これにつきましては六十五億ほどになります。小麦につきましては百五十七万トンの輸入がございます。これにつきまして補助金が十五億ほど要るわけでございます。

す。なお昨年度の輸入の残といはしまして輸入補給金の未払が十四億ほどございまして、それを合計いたしまして三百億になると思ひます。

○菊川孝夫君 今の食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、ここに出ておりますが、食糧庁長官御出席だからこの際お尋ねしておきたいんです、今年の梅雨台風の影響を受けて、今度は梅雨その他の影響を受けて、今度は二十九年度になりまして非常に食糧事情が悪くなることを考えなければならぬでしようが、今度の改正を又更に改正して、相当食糧管理特別会計というものは、外国から食糧を輸入するといふ計画は、今のお話よりも更に大きなならなければならぬのじやないかと我々は想像するんですが、これらの点について、今のところ見通しといつてもちよつと無理だと思ひますが、今後の天候の工合等によつては、或る程度平年作くらい程度までは回復できる、今度の秋の台風その他もございまして、そのことは非常に大きな問題だと思ひますので、一言特別会計法の一部改正を審議するに當つて是非重要な参考として、食糧庁の見通しをお聞かせ頂きたいと思ひます。

○政府委員(前谷重夫君) お答え申し上げます。御承知のように昨年度は未曾有の豊作でございまして、大休生産は六千六百万石程度と相成つてゐるわけでございます。只今もお話にございまして、七月中の天候が日照が不足しているといふことによりまして、又雨等のために多少作物が遅れてゐるようでございます。東北、北陸におきましては平年作、或いは現在のところにおきましては平年作以上を期待せら

れるかと思ひますが、その他の地区におきましては、平年作程度か或いは場所によりましてはそれを下廻る虞もあるわけでございますが、御承知のように、大休土用後の日照込み等が今後の作柄を決定するわけでございます。今後警戒しなければならぬことは、今後におきます天候回復に伴ひまして、従来軟弱土壌になつておりました稲に対して虫が、いもち病或いは二化螟虫等の発生が予想されるわけでございます。これにつきましては、農業者の配付によりましてこれを防止をいたしてゐるわけでございます。大体八月十五日頃になりますと、或る程度の作況の見通しがおよそのところがつくるじやないかと思ひますが、現在のところにおきましては、まだこれからの天候如何によりまして、はつきりした作況は見当がつかないわけでございます。従ひまして、我々といはしましては、この作況を考えまして、作況が確定いたしましたから、その国内におきまして集荷見込を立て、同時に食糧の配給を持続するために輸入を考えるわけでございますが、これにつきましては現在のところでは現行の輸入計画を持つておりますけれども、内地の作況等が明確になりますと、或いは又これを要する必要があるといふことも想像されるわけでございます。

○菊川孝夫君 そうすると、今のところは絶望視とまではまだ考える必要がない、平年作と考へて、これよりもう絶対割つちまつてもうとも駄目だと、どうでも考へる必要はない、こゝういふふうな了承しておいていいですか。今後の天候如何によりまして、勿論……

○政府委員(前谷重夫君) 現在のところでございますと、大体さうに考へております。

○菊川孝夫君 特別会計のほうもさうひどくこれが改正は、臨時国会なり、今年の通常国会等においてひどく計画を変更し、改正する必要があるのまゝ平常の通り進んで行つた場合にはない、さういふふうなことを考へておつてよろしゅうございしますか、推定して……

○政府委員(前谷重夫君) 大体そのやうに考へております。

○菊川孝夫君 そうすると、最近の天候回復といふのは非常に希望を持て得る、こゝういふふうに見てよろしゅうございしますか。

○政府委員(前谷重夫君) 最近の天候回復は御承知のように日照が相当強うございしますから、さういふふうな考へていいかと思ひますが、ただ先ほど申し上げましたやうに、今後の病害虫の発生がどうかといふ点が非常に心配なわけでございます。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないやうでございますが、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないやうでございますが、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

それではこれより採決に入ります。食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を、衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。(賛成者挙手)

○委員(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと好みます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

森下 政一	山本 米治
三木興吉郎	前田 久吉
小林 政夫	土田国太郎
横川 信夫	藤野 繁雄
岡崎 眞一	西川清五郎
菊川 孝夫	青柳 秀夫

○委員(大矢半次郎君) 次に、特別減税国債法案を議題といたしまして、質疑を願ひます。

○菊川孝夫君 愛知政務次官にお尋ねしますが、この減税といふ餌を使わずに、それは先ほど小笠原さんにもお伺いしたと思つたが、利率といふ点でこれくらいの資金が賄なれないのかどうか。これを何故減税といふ餌で賄なつたか、その点をお伺いしたいと思ひます。どういふ利益があるか。

○政府委員(愛知政務一君) これは先ほど大蔵大臣からもお答えいたしましたと思ふのでありますが、二十八年度において特殊の措置としてこゝういふことを考へたのでありまして、恒久的に特別減税国債といふものを将来にも発行するといふことは只今考へておらないわけでありまして、

それから、その次に申し上げたいと思ひますのは、でき得るならば公債の発行などというふうなことは成るべく考へたくない。それから若しこれを考へるといふことになりましたと、普通公債或いはその他の公債といふことであります。その利率のきめ方等は将来の金利体系の上において非常に重要な地位を占める。これを一つこの二十八年度においてさういつたような将来に相当の影響を及ぼすような利率をきめるといふことは、まだその時期ではなからうといふ考へ方が一つあるわけでありまして、それで、併しながら國民の負担を一方において軽減して、税金によらないで投資特別会計によつて必要な産業資金を賄なうとすれば、そこに特殊な工夫が二十八年度としては要るのではなからうか。そこでいろいろ考へ合せて、当年の問題としてこの案を考へたわけでございます。

然らば利率等の工夫によつてこゝういふものの消化は図れなかつたのであろうかといふお尋ねでございますが、これは單純に利率といふやうな条件だけで考へるといふことになりまして、考へようによつては相当の利率が何かで出さうといふことになればこの程度のものは消化されるのでありまして、それが、これは今申しましたやうな理由でその時期でないといふ考へ方でございます。と結びつけて一方消化を図りながら、而もこれは将来恒久的な公債政策の一環ではないといふやうなところに落着く点を求めたというのが我々の考へ方でございます。

○菊川孝夫君 過般審議いたしました法律案の中で、国鉄と電電公社が年七

分五厘ですかの債券を発行する、これも高利の公債だとして差支えないと思ふんですが、七分五厘くらいのもので現実に政府が保証をして売出すわけでありまして、あれを売出すという事になれば、あの程度のもので産業投資特別国債というものを売出すという事は工合が悪いのか、何故できないか。あれは百数十億になつてゐるわけですが、百四十億でしたかな、これを売出すわけでありまして、これと比べましたら、五十億は税金を免除をして減らすことによつて差引いてしまふという事になつて、後百五十億だけ政府のふところへ入る、こういう勘定になるわけでしょう、さつぱらに言つてね。これに見合ふのは殆んど同じような金額で、一方は減税という条件も何もなしに七分五厘であつたから集まる、これは四分だからして減税にするのだ、四分を七分五厘にしたからそこに集まるのじゃないか。ここに国債という名前でだだ減税ということなしであつたならば赤字公債と見られる虞があるから、自然減税という一つのカムフラージュをして赤字公債を発行する狙いじゃないやうか、私どもどうしてそういうふうな考えざるを得ないんですか、この点どうでしょう。

○政府委員(愛知揆一君) これは先ほど大蔵大臣からも申し上げましたように、赤字公債ということではないと私ども考へてゐるわけなんです。それはそれから電電の公社債券につきましては、これは同じようなものではないか、同じようなものだという事も言えるかも知れませんが、やはり公企業体が事業体として発行いたしますと社債と見すべき性質のものかと思うのであります。

すが、なおこの利率につきましては、利廻りが七分三厘の公社債券という事になつておりますので、御指摘のように政府保証も付いておりますが、この公社債券についてはこの程度の利廻りで、こういう条件で以てそうして市中の証券市場、金融市場の先行を見通しまして、この程度のものはまあ円滑に消化ができるであらう、こういうふうな考へたのでありまして、更に率直に申しますと、従来の貯蓄債券などの売行きの状況などを見まして、やはり政府から出す国債ということになりますと、まだ十分に安定してゐない経済状態でありまして、非常にこの消化が困難である。何かアトラクティブな条件をつけたほうがよからうということでも私どもは減税国債を考へた、こういうわけでありまして。

○菊川幸夫君 考へ方によつては、これを電源開発会社の資金にして、そうして政府が保証するという行き方はできなかつたかどうか。単に電源開発のために資金が要する。ところが盛んに電源開発のために外資を導入するのだ導入するのだという事を、何回もそういうお話を聞いたけれども、余り外資は入つて来ない。窮余の一策としてこれをやられるのか。それからもう一つは、考へ方によりましては一般から資本金として堂々と電源開発株式会社が株式を公募する、こういう行き方で行けなかつたものか、これらはどちらかを適当な方法はなかつたんですか。

○政府委員(愛知揆一君) その辺のところも随分我々としても各方面から検討いたしましたのでありますが、ちよつと先ほど申しました、例えば国鉄や電電の債券の場合におきましては、現在の起債市場の状況から言へば、これは大体金融機関の投資物として消化が期待される。ところが我々の狙つております特別減税国債のほうは、御承知のように税金を納める個人も法人も対象にしておりまして、相当そちらの方面に消化されることが期待されてゐるという点におきまして、公社の債券等はその狙いとしてゐるところを多少違へて考へてゐるわけでございます。なお電源開発会社の問題でございますが、これは先般も当委員会において御質疑がありましたところでありまして、外資の問題なども勿論ございまして、必ずしも今申しましたと同じような意味合におきまして、特別減税国債と類型を同じにしては私は必ずしも論ぜられないのではないかと考へたのであります。若し電源開発会社等の社債の発行或いは増加ということ考へます場合には、これはやはり普通の起債市場を対象にして考へたい。そういうたしなると、これからの年度内での資金計画から申しますと、現在の程度に公社債、或いはその他の証券の起債ということでは手一杯である、そのほかのところはそのほかのやほり工夫を考へなければならぬまいかと思ひましたので、こういうような結論を出したわけでございます。

取付く。現在のところ税金というものは高過ぎるので、何とかして税金が少しでも減ることを法人と言へ、個人と言へ考へてゐる、このことにお認めになるですか。

○政府委員(愛知揆一君) その点は私も率直に認めます。税金が高いということは、これは何とか安くしなければならぬ。又その間の微妙なところを狙つてゐるという語弊があるかも知れませんが、これは御指摘の通りであります。

○菊川幸夫君 そうすると、その行き方というものは、政治のあり方としては誠に一方においては苦しいやうなところを、これを買つた者には安くしてやるといふ行き方は、丁度共產主義社会におけるノルマと同じやうな考へ方でもここには出て来るのじゃないか。一方には締めつけておいて、これだけ働いたやつには砂糖を余計やう、或いは映画の鑑賞券をやうという、自由を束縛しておいて一方にはそれじやんとく、働いた者に砂糖一斤余計やう、映画の切符一枚余計やうというのと根本的に施設の対策としては私は相似通つたものがあるやうに考へますか。

○政府委員(愛知揆一君) その点は私は考へが違ふのでありますが、やはり總体的に見て、殊に少額所得者等の減税を図る、併し一方において産業投資特別会計などを作つて、これはひとり基幹産業だけではなく、いろいろの資金の供給を圖らなければならぬ。減税をやらないが財政資金を調達しなければならぬという現状から申しますと、単にこの産業投資特別会計だけの問題ではなくて、例えば資金運用部資金の

運用の計画、或いはその他の資金計画の面から申しましても、何とかその中間を縫うてよい工夫をしなければならぬ。若し今のお話のやうなところを突つ込んで参りますと、それならもつと大巾な減税をやつて、一方において普通公債を出せばいいんじゃないか、こういう御議論にもなるやうかと思ふのでございまして、我々はやはり減税をやらないが、而もインフレを回避しながらやつて行こうといひます場合には、いろいろの角度から御批判はございまして、併しこれも現在の情勢の下においては、確かに私どもの考へ方も一つの考へ方であらう。暫定的な経過的な措置としては確かに私は一つの考へ方であらうということに私ども確信を持つてゐるわけでありまして。

○菊川幸夫君 そうすると、今の答弁の片鱗で伺へたのですが、今年二百億年度の予算編成の時期にもなつておりますが、又どうも辻褄が合はなくなると、これは今年に味をしめて四百億なり五百億なりやつて見ようかというやうなことになる危険性があるのじゃないかと思ふんですが、あなたの御答弁ではもう来年はやるつもりはないのか、これははつきりしたものでない、これははつきりしたものでない、今年限りのものとはつきりしたものでない、それとも都合によつては又出て来るものであるか、どつちか一つお答え願ひたい。

○政府委員(愛知揆一君) これは先ほど申しました通り、私どもの現在考へておられますのは、一つの試みと申すと言ひ過ぎかも知れませんが、二十八年度の財政計画における一つの新しい構想であつて、必ずしもこれを将来続

けてやるということは考えておりません。ただ併しなから二十九年度以降の財政計画というのをまだ具体的な構想は勿論できておりませんが、抽象的に前途を想定いたしました場合には、非常に困難な状態であるという事は皆様もお認め頂けると思ふのであります。殊に今年度は言うまでもなく過去の蓄積なども相当食いつぶしている。そうして而もなお国民の要望しているような例えは災害対策、その他につきましても十分な国家として施策ができていない。こういうふうな状態の中におつて、来年度どういふふうな財政計画を作るかということについては更に新たな構想を考え出さなければならぬと思ふのであります。そういう場合には、こういうふうな起債の方式ということもその研究の対象になるという事は、私はあり得ると思ふのであります。

○小林政夫君 議事進行について、この問題については私は多少の質疑もありますが、関税税率の關係の多數のかたが参つておるようですから、一応関税税率の質疑をやつて、その後この特別減税關係の質疑に移られんことの動議を提出いたします。

○委員長(大矢半次郎君) 小林君の動議に御異議ございませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) では次に、関税税率法等の一部を改正する等の法律案を議題といたしまして質疑を行います。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

第六部 大蔵委員会會議録第二十八号 昭和二十八年七月二十九日【參議院】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下下さい。

○前田久吉君 内藤さんに御出席頂いておられますので、先にちよつと通産省の繊維局長にお伺ひいたしたいのですが、この資料によりますと、十二月になりまして十二日分しかストックがないわけですが、間違ひありませんか、輸入の数字を加えてですね。

○政府委員(徳永久次君) 代替紙を除きましたストックが、十二月末で三千二百万ポンド、代替紙を加えますと、そのほかに約一千万ポンドございますから全体で四千二百万ポンド、さういふ目下のところ推定いたしております。

○前田久吉君 代替紙というのは仙花のことですか。

○政府委員(徳永久次君) さうでございます。

○前田久吉君 この七月、八月が七千八百八十万ポンド、九月になつて八千四百四十万、十二月に八千三百四十万といふふうになつておるのですが、これの増加は旧王子系で増加するのですか、その他の中小メーカーですか。

○政府委員(徳永久次君) 中越バルブ、それから松本製紙、富士特殊工業、丸住等の、今お尋ねのいわゆる旧王子系以外の各社の増産計画がございまして、その分は或る程度の安全度を見ました推定でございます。

○前田久吉君 この前の質疑によりまして、大体繊維局長は王子系の紙の価格を中心にしてやつておられたのですが、私どもはこの王子系以外の増産、この数字がかつてきつとこんなに増産できるかできないか、非常に疑問だと思つております。それは電力の問題もありまして、それから機械が今据付中

だと言われても、果して木材なり、S・Pの設備を持たない工場で、果して、S・Pがうまく入つていのかどうか、現在非常に逼迫しているのです。冬場に入つて電力の事情が非常に悪くなつて来るということを考へて見ると、十二日のストックで、六月まで大体二十一日というふうな、二十一日分でしたが、冬場に入つて十二日分のストックで新聞紙は十分だと繊維局長はお考へなんでしょうか。

○政府委員(徳永久次君) この冬場の渾水期の見通し等につきましては、私も或る程度さういふ条件も加味して生産見込を立てたつもりではあるわけでございます。まあ例年この渾水期になりますと、各産業とも電力の不足に悩むわけでありまして、この製紙業界もその例外ではないわけでありまして、けれども、御承知のごとく新聞社の公共性にも鑑みまして、電力の制限等の際におきましては、新聞紙製造用の電力につきましては特別の措置も従来講じられてもおりますし、まあ同じような方針が今後とも続くであろうといううな点を仮定はいたしているわけでございますが、まあ何分一概に渾水期と申しまして、その年によりまして状況もいろいろと變つて参りますので、むやみに樂觀を許さないという事情もあるわけでございますが、まあ一応従来の新聞用紙の製造に對します電力割当の優遇の措置等も加味して、一応生産量を推定したという数字であるわけでありまして、なおお尋ねの十二月末におきまして三千二百万ポンド、それに代替紙を入れたとしても四千二百万ポンドまあその当時におきます消費と對比して考へますならば、代替紙を入

れても半月分程度であるという数字にしか相成らないわけでありまして、この程度で大丈夫かとお話でありまして、まあ私も大丈夫と言へば大丈夫でありますけれども、まあ心配氣味に考へますれば、多少ストックがあつたほうがいいかどうかという感じもいたすわけでありまして、まあ今のような点から考へましたならば、私も若し新聞社側におきまして、あと一万トン程度の輸入をやりたいという御希望が若しあるようでございます。もし、その程度くらいは今入れてもいいし或いは入れたほうが安全ではないかというふうに言えるのではないかと、まあ目下のところその程度に考へてい

るわけでありまして、新聞社側におきまして買入ほうの話がまとまりますかどうか、内々相談をいたしているわけでありまして、まあ十分と申しがたい点もございまして、その点の考へを考へて關係方面とも内々の相談を進めていくというのが現状でございます。

○前田久吉君 繊維局長、もうこれで質問を打ち切りますが、十分にお考へを願つておきたいことは、代替紙、丸紙の紙はこれは新聞社は使いたくないのです。片面の、説者に非常に迷惑さすような紙を使つて、もう終戦後今日のように日本が復興して来た今日、戦争直後のようなもう印刷になつていかなつておられないような紙をあて込んで、大新聞社はなに大丈夫だというふうに考へられて困りますから、まあこれは通産省の局長に一つお願いを私いたしておきたいと思ふのです。代替紙というものは入れたくないんだ

ということをお考へを願つておきます。

折角衆議院から内藤さんがおいで下さつておりますので、私七分五厘になつたという根拠をちよつと伺ひたいと思ふのですが、今もすでに御承知の通りと思ひますが、日本の新聞界が全社を挙げて今度の五%に軽減をしてもいい、こういう切なる願ひを国会なり政府筋にいろ／＼と話をしているのであります。現在今各国で、世界中でこの新聞用紙に税金をかけている所というのは極く小さな国しかありません。御承知の通り、米、仏も関税はかけておりません。特に日本が戦後いゝゆる文化國家で發展せなくちやいかんとか、平和國家でいゝよう大きな題目を唱えて、そのまあ代表すべき新聞の仕事の一番大きい新聞紙が税金を、輸入税をかけられていゝこととは、私はこれは世界の文化國として恥だ、大体こゝろ私は思つてゐるのです。ところが七分五厘と言へば世界の一番高率なる関税であるといゝことは無論御存じのことと思ひますが、大体文化面から見てさうなつておりますし、又経済面からいゝたしましても、今度七分五厘になりますと、大体一連が千五百円弱に當るわけですから、これは横濱着でそれから先の運賃は会社持ちであります。実際今内地の入つておりますのは、旧王子系はちよつと高いのですが、その他は千四百円乃至高くて千四百五十円、これが横濱から地方の小さい新聞社に送り込みますと千五百円以上かかるのです。東京の新聞社は横濱着で運賃は安いのですけれども、さうするとさういゝ高い紙を使つて、少くとも今新聞各社の経

営は非常に苦しい。というのは戦前の物価と比較してみると、紙代は戦前物価の四百五十倍になつてゐるのに対して新聞販売価格は二百八十倍である。この苦境を脱するには新聞代を四百五十倍に値上げすればよいのであるが、新聞の公共性と大衆に及ぼす影響を慮つて、新聞代値上げを我慢してゐるのです。又新聞経費のうち、紙代は全経費の約四五%から五〇%を占めてゐる現状であるから、新聞用紙に対する関税税率引下げという問題は大きな関心事であると言えましょう。新聞社側がインフレーション抑制のため定価改訂を我慢してゐるのです。されば内地のメーカーをして、それじや製紙会社をしてそれで弱体化させるかどうかという問題なんです。次に一週間分入れましても、決して内地のメーカーには影響は少しもありません。苦小牧とか、大手筋は日本の新聞紙の三割何分生産してゐる。苦小牧からは今度の輸入紙に対してはそれは影響はない。自分のほうは減らしてもいい、もつと自分のほうはストックしてない、もつといからというこの申入れも実は受けてゐるような次第なんです。そういう観点から見まして実際のところ、通産省の方がおつしやるが厚木の赤松さんかには非常に日に／＼上つて参ります。殊に朝鮮の戦乱がおさまつて、日本の木材というものは相当出るものと見通さなくちやならぬのであります。日々上つて来る木材、それが先ほど私が申しましたような中小の小さいメーカーはS・Pという設備は今日大きな工場から買わなくちやならぬ。これはなかなかありません。それだから機械を揃え

たから早速新聞紙の増産ということは今日より得ません。言わば従来の王子系統の大きなメーカーは機械の増産もいたしてありません。もうこれ以上は絶対に増えないということを言明してゐるのであります。こういう観点から見て、日本の経済問題を考えても、又日本の文化面を考えて見ても、私はこの際何としてでも新聞界は、大体各国の例から見ても無税であるべきものを、いろいろな影響、又は国会の末期に要望するために五%という非常に低い軽減ですが、これを新聞界が本當に一致して要望してゐるような次第なんです。どうか一つそういうのであります。で、折角衆議院でいろいろ御努力願つて一つ御検討下つたんですが、その根拠はどういう根拠か、紙屋に頼まれる、或いは新聞社からうるさく言われると仕方ないからという言われどであつては根拠がないと思ふんですよ。参議院のほうも一応もう会期もありませんので、実はこの紙は横浜へ入つて来ている、眼前に紙が横浜に入つてゐるのを見てこの率がきまらないというやうな情勢なんです。新聞界は声明書を出すという事で、今持つて来ております。次の補正予算としては必ず無税に、これはもう無税で出たかつたのだけれども、いろいろの情勢を眺めて五%にしたのだが、この機会にそういうことである／＼なことを含んで一つ免税にしてもらうべく新聞界挙げて猛運動をしようというのを声明書を出して実はやつてゐるんです。どうか一つ衆議院のほうもその説に賛成して頂いて、無税になるように内藤さんからもこれからよろしくお願いいたします。

す。これを一つお願いいたしておきまして、質問を打ち切ります。
○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないやうであります。質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。本案は明日討論、採決いたしますと思ひます。
○委員長(大矢半次郎君) それでは、元に戻りまして、特別減税国債法案について質問をいたします。
○菊川幸夫君 先ほど小笠原大蔵大臣にもお伺ひしたんですけれども、これは減税国債を買い得る人が特別な減税をしてもらへる、こういうことになりまして、不公平になるんじゃないか。即ち減税国債を買つて税金は減らしてもらひたいが、国債は買えない。かくのごとき余力のある者が減税の取扱をしてもらへるということになりますと、そこに貧富の差と申しますか、余裕のある者がうまくなる、こういう不均衡を生ずる虞があると思ひますが、こういう点はどうかお考えでございますか。
○政府委員(愛知揆一君) これは御指摘の通り減税と結びついておりますから、税金を払う人々がこの国債の消化の対象になるということは御指摘の通りでございます。この点は先ほど大蔵大臣から申上げた通りでございます。
○菊川幸夫君 そうすると、政府はこういうやうな政治のやり方につきましては、今は止むを得ないとは思ひますが、考えられども、余り好ましくないという考えだと思ひます。従つて成るべくならば、二十九年度はこんなことはやり

たくないのだが、事と場合によつては出て来るというふうにあなたの答弁の中から伺えたのでございますが、そういうふうにご了解してよろしうございませうか。
○政府委員(愛知揆一君) その通りでございます。
○菊川幸夫君 この減税国債の消化について見通しを一つ、主税局長でもよろしうございませうけれども、殆んどこれは全部消化されるというふうな予想がつきますか。
○政府委員(愛知揆一君) それは酒井政府委員からお答えいたします。
○政府委員(酒井俊彦君) 二百億円の減税国債につきましては、我々は一応金融機関の一年間の益金等を見まして、それから払ふ税金を出しまして、逆算いたしまして、まあ金融機関は大體において全部持つて頂けるだろうと考えております。そういったと、大體百二十億くらい金融機関で消化いたし、それから一般の法人も相当収益の上つてゐる会社もございまして、そういう意味ではまあ二十億くらい普通の法人でも期待できるんじゃないか。なお一般個人につきましては、これは富裕税を払つておられるかた等もございまして、大體の勘定として六十億くらいは一般の個人で消化はまず行きます。ただ実際の結果といたしまして、或いは多少結果が齟齬することがあるかも知れませんが、私どもは目下のところは二百億は消化できるものと思つておりますし、又それだけの努力もいたすつもりでございます。
○菊川幸夫君 今のお話では金融機関に百二十億くらい持たせるというお話

ですが、これは政府は日銀あたりとも連絡して、金融機関は主としてどういうところへ持たせるか。金融機関にもいろいろありまして、先ほど銀行局長は正規の金融機関、不正規の金融機関というふうに分けられてゐるから、出されて分けるというところへ……。
○政府委員(酒井俊彦君) これは別に今金融機関に持つて呉れというお話を始めてゐるわけではございません。ただ金融機関の収益状況から見まして、これは正規と申しますのは、一つの銀行法による銀行だとか、相互銀行法による相互銀行を主として含むわけでありまして、主として市中の銀行を考えんじやないか。一般にそのほか金融機関といたしましては保険会社とか、いろいろございませうけれども、全体を通じて百二十億くらいは今の収益状態から見ても持つて頂けるんじゃないかと考えております。
○菊川幸夫君 今の答弁の裏には、これはどこの町へ参りましたもですが、町へ降りて目につきますのは、その町が復興した、立派になつたというやうな感じが受けて、さて何が立派になつたかと申しますと、一番立派になつてゐるのは銀行の建物なんです。今言つた信用相互銀行のごときは実に華やかな建物をどこの町へ行つても私目につくのでございまして、これは誰でもそうだと思う。それだけ金融機関が儲けてゐる。儲けてゐるからして、その金融機関の一つの保身の意味を持たせようという大蔵省の含みだろと思うのですが、そういうふうな解釈してよろしいですか。

○政府委員(酒井俊彦君) 別に、私申上げましたのは、そういう保身の意味で持たせるといふことでなくて、こういう国債でございまして、金融機関としては大体持つても損はなからうから、恐らく持つてあるうという推定でございまして。

○菊川孝夫君 それはちよつとおかしいと思うのですが、持ちたがらないのじやないですか。実際は……もつと一般に貸付けたほうがよく儲かる。これだけの利息ではとても、今の金融機関は儲けてるに俗に言つて、相互銀行あたりは儲けている。一般に貸付けている利率から考えまして非常に低いものだと思います。だから余り持ちたがらないのであるけれども、あなたのほうは日銀からの貸出等の威力を発揮して持たせよう、そうすると、そのはね返りは、こんなものを持たされちまつて仕方がない、どうせ余り儲からんから結局は一般の貸付のほうに献寄せする、こういう結果になりやしませんか。

○政府委員(酒井俊彦君) これを金融機関が持ちますために、日本銀行からの貸出を多少考慮してやるといふことは毛頭考えておりません。一般の貸付のほうに有利にやないかというお話でございまして、必ずしもこれはそうじやないのでもございまして、まあ一般の貸付にもいろいろな種類がございまして、国債がそれらに比して不利といふことはなかりと思ひますし、同時に国債でございまして、信用の点におきまして絶対的でない、確実な投資先であるといふ意味におきましては、銀行としては恐らくやつて行けるだらうと考えております。

○菊川孝夫君 あなたのお言葉の裏を返してみますと、今私が申し上げましたように、去年までは一応銀行が儲かり過ぎて困つた金は、市中の目抜き場の所に土地を買つて、そこへ立派なビルディングを建てて、電燈を輝かして、ネオン・サインを輝かすというようにならうへ主力を注いでおつた。一応それも終つたので、今度は儲かり過ぎて困るので、減税国債のほうでその儲かつたやつを隠して行こう、隠して行こうと言つては誤解があるけれども、何にも国策に協力するような恰好で、そこへ儲けた分を溜め込んで行こう、こういう狙いで大体銀行との話合ひを付けて二百億を出しになつたのじやないのですか。

○政府委員(酒井俊彦君) 話合ひを付けてやつておるわけではございませぬ。この二百億と申しましたのも腰だめの数字でありまして、私どもは現在の銀行の状況から見ても、このくらいが一番いいのじやなからうかという大体の推測をいたしているわけではございませぬ。一般の法人につきましては、現在のどの会社でも相当借入金を持つておる状況でもございまして、そういう面から見まして、法人よりこういう国債にそうたくさん資金を獲得するといふことはなか／＼むずかしいと思ひますが、金融機関の性質上、この程度のものはあつても差支えないと考えられるところから、推定いたしておるものでございまして。

○菊川孝夫君 この二五%引いてもらふといふことになつて、詳しく計算いたしてみますと、四分の率と計算しますと、年利どのくらいに廻るのですか、計算がやられてあると思うのですか……。

○政府委員(酒井俊彦君) 減税分を利廻りに考えることも問題でございませぬけれども、仮に、減税分を割引した、かような観点で利廻りを出してみますと、法人につきましては五厘、個人は大体一割二分ぐらいの税の利廻りになるかと思ひます。一割二分でございませぬ、個人は。

○菊川孝夫君 そうすると、今の株式の利廻り、それから社債等と比べまして大体同じようなところまで狙つておられる利廻りであるように思われるのですが、理財局のほうはどうですか、株式の利廻りにしても、社債等と比べて同じような、社債、国債を同じような水準でやるといふのはちよつと行き過ぎじやないですか。

○政府委員(酒井俊彦君) これは大体そういうふうになるかと思ひますが、さつきも政務次官或いは大臣から御答弁がありましたように、成るべく一般の貯蓄といふことをこれによつて奨励したい。一般に減税をして、その減税が外に行かないで、これによつて貯蓄を奨励したいという意味におきまして、現在の各種の投資別の利廻りを考へまして、この程度の条件を出さなければ個人にとつてはなか／＼貯蓄しにくい、できるだけそういう条件で一般産業のほうへ個人の貯蓄を向けて行きたいという狙いからでございまして。

○菊川孝夫君 次に、具体的に、それは愛知さん、この金をどこかで貸してくれ、この金を投資してもらいたいという需要があつて、これは計画をされたと思ひますが、具体的に白洲さんの東北電力、麻生さんの九州電力とい

うふうにきまつているのですか。なんぼ貸す、それから利息はなんぼで貸す、こういうことがわかつていましたらお答え願ひたい。えらい皮肉のようでも済みませんけれども、大体そういうことになつておるかと思ひまして。

○政府委員(愛知一君) これは今お尋ねのような具体的な会社からの融資の申入れといふものは全然受けておりません。制度といたしましては、御承知のように産業投資特別会計の融資先としては、開発銀行、電電公社、それから輸出入銀行といふことになつておりますから、この三つに限定されております。従つて開発銀行の予定されておる二百億、産業投資特別会計から開発銀行へ出る二百億について、お尋ねのようなことが具体的にあるかどうかと、こういうお尋ねかと思ひます。

○菊川孝夫君 そうですね、これは開発銀行の投資に對してどういふ申入れがあるかは私存じませんが、政府としては、この二百億については具体的な会社別に融資の希望をすでに表明しているところはございませぬし、受付けてもおりませぬ。

○菊川孝夫君 そうすると、これは次の産業投資特別会計と密接な関係があるりますので、ちよつとそこまで入るかとも知れませんが、お許し願ひたいと思ひます。開銀のほうへこれ全部二百億が廻つて行くことになると、それじや開銀が政府に払う利息が幾らになるか、それから利率が幾らになるか、それから開銀が今度は需要者に貸す場合には幾らで貸すか、これは大体計画をお立てになつておるだらうと思ひます。これを一つお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(酒井俊彦君) 産業投資特別会計から開発銀行に貸付けます利率は、大体今のところ六分五厘になつております……開銀からの貸付でございませぬ、失礼いたしました。

○菊川孝夫君 開銀が貸す場合には六分五厘……。

○政府委員(酒井俊彦君) ちよつと私間違ひしましたが、六分五厘で出すわけでありませぬ。産業投資特別会計から六分五厘、そして開銀からの貸付利率は大体一割といふことになるわけでありませぬ。

○菊川孝夫君 開銀が一割で一般の需要先へ貸すと、ちよつとつやつたが、開銀のこの間の説明を聞いておりました、七分五厘が平均だとおつしやつておりました、開銀は一割で出すのでございませぬか。確つかり答弁して下さい。

○政府委員(酒井俊彦君) これはものによつて七分五厘のものもございませぬし、一割のものもございませぬ。産業投資特別会計から入りました金が紐付きで何に出るというのではございませぬで、一割か七分五厘というようになると、或いは船の場合はもう少し下るとか、いろいろのものによつて違つておりますので、最高一割までで貸付けるといふことであります。

○菊川孝夫君 先ほどのお話では、主として電源開発に使うというお話でございませぬが、電源開発にはそれではどれくらいでお貸しになるのですか。

○説明員(高橋俊彦君) 電源開発でも二割ございまして、一つは電源開発会社に對するこれは出資でございまして、当分の間配当はございませぬ。ですからいわばただの金みたいなもので

ございます。これは今年の場合だけ考
えておりますので、見返資金から引繼
いだ資産、この国債を発行して得た金
を廻すという観念ではなしに、従来の
見返資金を引継いだ分ですから、まあ
早く申せば今のところはただの金だと
申してもよいのですが、その分を以て
百五十億円を電源開発公社に出資いた
すわけでございます。これは先ほど申
しましたように無配当でございます。
差当りは無配当でございます。それ以
外に開発銀行に貸付けたうちから、こ
れは貸付金でございます、今年の分。
そのうちから電力のほうに廻すのが今
年の予定といたしまして四百億円で
ございます。この四百億円は従来見返り
からやつておりましたものを引継いだ
という考え方でやつておりますので、
これも七分五厘で貸しております。で
すから開発銀行が貸付ける枠の総額が
予備を含めまして八百六十億円でござ
います。そのうちで電力にだけども
四百億円出るのでございます。それ
から海運に出るのが予定といたしまし
て、予定でございます。二百二十億の
枠を予定いたしております。これはこ
の間修正になりました結果、開銀自体
の實質的な受取金利は両者と一般会計
とを合せまして五分になるわけであり
ます。ですから開銀として貸付金利は
海運二百二十億については五分、電力
の場合は七分五厘で、そのほかの場合
には一割でございますけれども、平均
の利廻りとしては、一割じやなくて七
分五厘に近いものになる。そういうふ
うに思っています。

つて、開銀から出て行くのだ、開銀へ
は六分五厘で出すのだが、それが、一
割くらいで貸されるのだ、こう言うの
ですが、ちよつと違つておると思うの
ですが、この二百億の行方……この
法律では、じや二百億開銀へ、それか
らどこへだれだ、こういう計画が
あるかという、今の開銀へ出した
ものだから、どこの会社へと申上げる
わけには行かないと言われる。この二
百億をどこへ廻すのか……

○説明員(高橋俊英君) その点食違ひ
があるように聞えるかも知れませんが、
けれども、実は紐付きではないというこ
とを申上げたので、開銀へ行つた金は
早く言へば三と言つてもいいのです
が、見返りから引継いで来た資産を産
業投資特別会計が受入れて、現在のの
ころ暫定予算では見返資金でやつてお
りますが、開銀が五分五厘で見返りの
資金は貸付をやつております。それか
ら国債で得た金は六分五厘で貸そうと
いう予定をしておるわけでありませ
う。開銀はそのほかに資金運用部から百
四十億円借りることになつておる。そ
ういう種類の違つたものがあります。
資金運用部は六分五厘だと思ひます
が、三の金を全部プールいたしまし
て、そのほかに開銀自体の回収金なり
利益金のうちからリザーブする金がご
ざいます。全部をプールして八百六十
億円貸付予定をいたしております。こ
ういうわけでございます。二百億の
分だけどこへ行くかとおつしやられま
しても、わからないという意味でござ
います。

て御説明になつたのでわかりにくかつ
たのですが、八百六十億の点はわかっ
ておるのですが、二百億の募集をした
ら一応減税国債として二百億が入つて
来るわけですね。その二百億をどこへ
出すのか、開銀を通じて全部おやりに
なるのか、プールした八百六十億の中
へ入れるのか。それとも事業特別会計
から直接投資をするものがあるのか。
これをお伺いしておるわけですか。直接
投資するならばどこへ投資するのか、き
まつておるかと、こういうことを申上
げたのであります。ところが愛知さん
はそういう申入れもないから皆開銀へ
やるのだ。それから行く先はまだわか
りませんが、電源会社へ行く、こうい
うお話でありましたが、それは開銀へ
全部渡してしまふのですか。

○説明員(高橋俊英君) その通りで
す。

○菊川孝夫君 開銀へ全部渡してしま
うのですか。

○説明員(高橋俊英君) その通りで
す。はい、そんなことじやない、確
つかり答弁しなければいけない」と呼
ぶ者あり。二百億の原資といたしまし
て、今年の計画に開銀と電力会社の出
資でございます。開銀には強いて
分けて申上げますが、電源開発公社
に行きますのは出資でございます。の
で、四分の利付の国債、非常に安い国
債ではございませうけれども、観念的に
強いて言へば、ただの金あるところの
見返資金を引継いだ資金を電源開発公
社の出資に充てたと考えていいのじや
ないかと思ひます。要するにお答えい
たしますが、私企業に対してこの国債
の金を直接貸付けるというのではな
い。電源開発公社はまあ会社でござい

ますけれども、ちよつと性格も違いま
すので、今まで見返資金のやつて来た
ような私企業貸付ではないものという
ことでございませう。私企業貸付では
ございませう。

○菊川孝夫君 わかりました。それで
私企業貸付の場合には全部開銀を通じ
てやるというわけですね。

○説明員(高橋俊英君) その通りで
す。

○菊川孝夫君 わかりました。それで
開銀の運営になるのだが、開銀は八百
六十億の枠内でその入つて来た分を廻
すことになる、それが重ねてお尋ね
いたしますが、この開銀には一体この
公債から廻る分というものは幾らぐら
いまるることになるのですか、それは
もう全般になりますから、わかりませ
んか。

○説明員(高橋俊英君) 別に金に色に
ございませうので、要するにこの特別
会計は見返りから引継いだ国債それか
ら余剰金の運用の形で短期証券を引継
いでいる、それらをまあプールいたし
まして、一つは電源開発公社に出資
し、一つは開銀銀行に貸付ける、こう
いうふうにお考えになつてもいいと思
ひます。又先ほど申しましたように、こ
れはコストのある金であるから出資に
は不当である、若しこういう考え方が
あるといたしますれば、まあ見返から
引継いだ資産は二百数十億あるわけ
であります。だからただです、そのほか
に利息金もございませう。利息金もい
わばコストはないと考へてよいわけであ
ります。これらのものも合せまして四
百億ちよつとあるわけですね。四百億を
少し超える金額であります。この減税
国債分が二百億、但しこれは私は四月

からの見返資金分と通算していま申上
げております。丁度年度の途中で二つ
の特別会計に割れますけれども、通算
してお答え申上げたほうがわかりいい
と思ひますから……、そういうことで
あります。

○菊川孝夫君 わかりました。そうす
ると結論的に申しまして、主としてこ
れは今の御説明でもわかりますよう
に、電源開発のために投資をされるこ
とに大体廻ることになると思うのです
が、金に色はないからわかりませうけ
れども、電源開発に廻る場合には開銀
を通じてやりまして七分五厘で行
く。ところが実際のこの減税国債の分
については少くとも一割から一割二分
程度の国としては負担になつてゐるわ
けですが、それを七分五厘で電源開発
の資金に廻すということになれば、結
局は国が利子補給をしてゐることと同
じことになるわけですね、結論的に言
うと二百億に廻る限りは……、少く
とも見返資金は利息はないので、今の
この二百億に廻しては利子補給をして
いると、こういうことになるのとちよ
つとも要らんように思ふのですが、そ
れはそういうふうに解釈してよろしいで
すか。

○政府委員(酒井俊彦君) これは私ど
もはこう考へておるのであります。特
別減税国債で減税を一般会計でして
頂く、但しこれは減税をしてもその範
囲内で一般会計は収支均衡を立つて行
かなければならぬから別に問題は生じ
ない。結局この会計で負担いたします
利子、これは年四分というの、やは
りこの会計にとつての利子負担という
ふうに観念いたしております。減税分

を利子補給というふうには考えておりません。

○菊川孝夫君 それはね、産業投資特別会計だけの枠で考えた場合においては成るほどあなたの言うような理窟は成立つてありましよう。だからしてそれを六分五厘で開銀へ廻すのだから二分五厘儲かるということになるわけですが、実質的にはやつぱり減税というものが魅力で金が集まるのだから、国の収入はそれは税金として入つて来るのですから、国の大きな財政計画全般から見たらやつぱり一割なり一割二分の利息を払つていくことになるのですね。従つてそいつを六分五厘で開銀へ廻し、電源開発会社へ七分五厘で行くということになるれば、それだけは国としては利子補給をしていると、こういう結果になると思うのですが、これはお認めになるでしょうか。そういうふうには解釈していいと思うのですが、我々は素人考えでよくわからないが……私のお尋ねするのがよくわからんですか。極めて平易に尋ねていこうと思うのですが。(笑聲)

○政府委員(愛知第一君) 大分ござつて参りましたので、或いは私のお答えが間違つても知れませんが、間違つたというの、つばが外れるかも知れませんが、要するに今菊川さんのおっしゃることは、この二百億の金を調達するために一方において減税が行われておる。減税を種にして発行したものであるから、事実上政府としてはコストのかかつて入る金だ、入るべかりし税金がコストになつておる、そのほかに四分の利子が入つておる、これを合せたものが事実上コストである、しからば、そのコストのかかつた金を

安く貸すということになれば、それは事実上利子補給金と同じではないか、こういうことでございませう。

○菊川孝夫君 そうです。

○政府委員(愛知第一君) それはこの二百億圓というもののだけを取上げて、これが開銀へ廻つて貸付が行われるという場合におきましては、私もやはりこれはそういうことになると思いますが。そういう理窟は成立つと思ひます。

○菊川孝夫君 そうすると、補給金政策というものは逐次形を変えてうまくカムフラージュをしてだん／＼と又復活する趨勢にある、こういうふうには私たちが言えないことはないと思うのですが、そういうふうには考えてよろしいですか。

○政府委員(愛知第一君) そこまで行きますと、ちよつと飛躍するように思ふのでありますが、併し私は問題を變えて、例えば今回の予算の修正に際して、例えば外航船腹の利子補給をやつて、この問題もやはり同様だと思ふのでありますが、その利子補給を国家がやるということによつて外航船舶の建造者が従来よりも負担が楽になる。而もほかの融資を受けておるところの人に比べて、利子補給を受ける限度においては補助を受けるのであるから、これは一種の補給金ではないかと、こういう議論と似ているところがあるのじやないかと思ふのでありますが、これは見方によつて利子補給という一種の補助政策ではないかと言われますれば、これは私は率直にそれを認めざるを得ないと思ふのであります。

○菊川孝夫君 戦前におきましては大体外債というの、一番外債をまあ持込んで来たのは電力会社が持込んで参りました。戦後の電力会社というものは何ぞ困つた場合には政府のこういう補助政策に頼る、或いはさもないければ電力料金の値上げ、こういうことをやつて外資導入というのを我々も何回かお聞きしたものであります。戦前にも最も外資が入つた日本の電気産業というものは、戦後においてもやはりいち早くこれには入つて来なければならぬと思ふのであります。電力会社は余りに、どちらかと申しますと統制いたしましてから以来は本當の電力会社をみずから経営して、そうして自由競争の言われる自由競争に打ち勝つて行くという気力のあるものがなくなつてしまつて、政府の息のかかつた役人であるとか、或いは麻生さんのようななかまた、白洲さんのようななかまたがなつてしまつたので、何でも政府に頼つておそれから金を引出そう、そうしてそれらは余り露骨にやつちやいかなと言われるので、こういう一つの特別減税国債というふうなものを持つて来た、こういうふうにもう一つ突詰めて行けば、ちよつとこれは理論の飛躍になるかも知れませんが、私たちが野党側としてはどうしてもそういう点を十分究めておかなければならぬ問題だと思ふのですが、この点はどうぞございませうか。今の電力会社はもう少し自力で以てやつて行くという意気込みを持たねばならぬ、かように思ふのであります。○政府委員(愛知第一君) その最後に言われましたことは私も全く同感なんでありまして、これはひとり電力だけにこつたという分析はできない、その

係におきましても、或いは石炭の關係におきましても、多少前途がむづかしいなりそうである、ひたすら政府の援護というところに頼つておるといふことは、これは私は一般論としてどうも面白くない行き方だと思ふのであります。ただ先ほどからの御議論でありまして、申すまでもございませうが、産業投資特別会計というものができて、その資金源の中の二百億が減税国債から成立つておる。ところが今度はそのいろ／＼のソースから産業投資特別会計には、例えば見返資金からも入つて来るわけでありまして、そこで産業投資特別会計というものが一つできて、今度はそのできた産業投資特別会計の中から開銀へは一つの出金として資金が出るわけでございます。その場合に先ほどちよつと答弁がありましたように、電源開発株式会社というものは特殊のものでありますから、産業投資特別会計からの出金という形になつて参りますが、そのほかの分は開銀銀行へ大体行くわけでありまして、開銀銀行としては又この産業投資特別会計からだけの金ではなくてほかから入る道があり、又自分の回収金というものがあつたわけでありまして、それを全部種にした八百六十億圓の資金計画を持つておる。その八百六十億圓の資金計画の中で、電力もあれば海運もあれば、石炭も鉄鋼も、中小企業もある。こういう恰好になるわけでありまして、投資特別会計からのその二百億圓というものを分析して、そのうちのどの部分がこの電力なら電力に入つたかといふことは、さつきもお話がありましたように、金に印しがありまけんから、的確にこうだという分析はできない、その

限りにおいては開銀銀行を通して行きます場合でありますから、電力ばかりでなく、海運にも石炭にも或いは中小企業にも紡績織維にも出しておるので、その補助的な性格があるのではないかと、この御指摘は私はそうだと思いますが、その要素は、或いはその性質は、他の開銀銀行から融資をするその融資先についても同時にその考え方が支配する、私はまあこう考えたわけでありませう。

○菊川孝夫君 私はどう考えても、政府のこうした金融会社、金融資本を保護するやうな政策にどうも結局は落着いて来るのじやないかというふうに見えて仕方がないのですが、なぜかと申しますと、銀行の金利を下げましてやつたんでこれは銀行は儲からん。だから何と銀行に行つていく金が今相当あるから、これを使つてやらなければならん。それにはやはり一割以上の金利で下へやらなければならん。ところが一割以上の国債を発行するといふわけに行かんの、表面だけは四分といふことにして、如何にも安い国債のようにしておいて、減税という恰好で一割くらい金を銀行から借りてやることと同じです。政府が銀行から一割の金を借りてやつて、それを今度はよそに貸すときは六分五厘で貸す、こういうことになつて、本當に事業家のほうへ行くときには七分五厘くらいになるといふことになると、その負担は結局は取りもなおさず國民が二分五厘だけは負担する、廻り廻つてそういうことになる。それによつてうまい汗を吸うのは銀行であり、その事業をする人、こういうことに結局なるのじやないですか。

○政府委員(愛知 一君) それは結局先ほど申したように、二百億の資金量についてはそういう御議論も成立つと思ひます。併し今度は八百六十億円の開発銀行の資金源について、その八百六十億全体の資金源についてコストが幾らくらいになるか、それに關連して國民の負担が幾らくらいになるかという事を考へてみますと、仮に貸出しが六分五厘でありまして、或いは七分五厘でありまして、必ずしも全体の資金のコストが國民の負担にかかつておつて、その全体が融資に際しては補助的な役割を持つておるといふことは私はないのじやないかと思ふのですが、併しこれはもつと詳細に数字的に分析して御説明したいと思ふのであります。が、抽象論としてはそうだと思ふのであります。

○菊川 孝夫君 次にインフレをやはりすぐ考へてみなければならぬと思ふのですが、これによつてインフレを……、二百億ですから、これは全般の財政規模から考へまして誠に微々たるものだと思ふしやればおつしやれんともないと思ふのですが、インフレを増進するといふことは、これくらいであつたならば全然そういう危険を持つ必要がない、こういうふうな考へてよろしいと思ひますが、どうですか。

○政府委員(愛知 一君) 今の日本の經濟の状態から言へば二百億でも私はやはり相当なものだと思ふのであります。そこで私どもはやはり日本の現状の公債市場の状況や國民經濟の現状から言つて、不成立予算のときに御承知のように額面三百億の減税國債を計画いたしました。が、到底それだけは時間のズレもございまして不可能だと

いふので、二百億に切下げておる關係もございしますので、私はやはりできるだけこういうものは大類には出したい。二十八年度においては減税國債としては二百億が限度であり、又先ほどお話が出ましたが、國鉄や電氣は合せて百五十億余でございしますが、これやはり公社債發行の限度だと思ひます。それを越せばやはりインフレを起さなければならぬ。それから同時に今度の予算全体として千數百億の支払超過と見られますが、撒布超過を起すその資金を吸収しなければならぬ。その吸収しなければならぬといふところに於ては、むしろ逆にこういうものが或る程度吸収の役割を果すのじやないか、両面から見まして、これが限界じやないかと考へております。これ以上越せばインフレの虞れが非常にある。

○委員長(大矢 平次郎君) 本日はこれを以て散會いたします。

午後六時三十六分散會

七月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、特別減税國債法案(予備審査のための付託は六月二十四日)
- 一、産業投資特別會計法案(予備審査のための付託は六月二十六日)
- 一、關稅定率法等の一部を改正する等の法律案(予備審査のための付託は六月二十七日)
- 一、國民金融公庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月二十三日)
- 一、信用金庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月二十九日)

- 一、食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月二十三日)
- 一、昭和二十八年産米穀についての超過供出獎勵金等に対する所得稅の臨時特例に關する法律案(衆)(予備審査のための付託は七月二十七日)